

平成29年3月

篠栗町議会第1回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：3月2日(木)～15日(水) 14日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	3	2	木	本会議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採決
第2日	3	3	金	考 案 日		
第3日	3	4	土	休 会		閉 庁
第4日	3	5	日	休 会		閉 庁
第5日	3	6	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	3	7	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	3	8	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	3	9	木	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第9日	3	10	金	休 会		中学校卒業式
第10日	3	11	土	休 会		閉 庁
第11日	3	12	日	休 会		閉 庁
第12日	3	13	月	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第13日	3	14	火	予 備 日		・議案等整理
第14日	3	15	水	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成29年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成29年3月2日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 4番 , 6番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 副町長の選任について
- 第6, 篠栗町監査委員の選任について
- 第7, 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
1	専決処分の承認を求めることについて(専決第6号) 〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
5	篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の制定につ いて	総務建設 常任委員会
6	篠栗町健康増進計画策定委員会設置条例の制定について	文教厚生 常任委員会
7	職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	総務建設 常任委員会
8	職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	総務建設 常任委員会
9	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	総務建設 常任委員会
10	篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
11	町道の認定について	総務建設 常任委員会
12	基本協定の締結について	総務建設 常任委員会
13	平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について	予算 特別委員会
14	平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)につ いて	予算 特別委員会
15	平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)に ついて	予算 特別委員会
16	平成29年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
17	平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
18	平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について	予算 特別委員会
19	平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算 特別委員会
20	平成29年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会
21	平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について	予算 特別委員会

平成29年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成29年3月6日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	5番	村瀬 敬太郎	議員
2.	6番	今長谷 武和	議員
3.	2番	田辺 弘之	議員
4.	10番	松田 國守	議員
5.	12番	荒牧 泰範	議員
6.	4番	山田 眞士	議員
7.	8番	大楠 英志	議員
8.	3番	栗須 信治	議員
9.	7番	横山 久義	議員

平成29年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成29年3月15日(水)午前10時開議

- | | |
|-----------------------|---|
| 第1, 議案第1号 | 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)
〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕 |
| 第2, 議案第5号 | 篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 第3, 議案第6号 | 篠栗町健康増進計画策定委員会設置条例の制定について |
| 第4, 議案第7号 | 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5, 議案第8号 | 職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第6, 議案第9号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第7, 議案第10号 | 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第8, 議案第11号 | 町道の認定について |
| 第9, 議案第12号 | 基本協定の締結について |
| 第10, 議案第13号 | 平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について |
| 第11, 議案第14号 | 平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について |
| 第12, 議案第15号 | 平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について |
| 第13, 議案第16号 | 平成29年度篠栗町一般会計予算について |
| 第14, 議案第17号 | 平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について |
| 第15, 議案第18号 | 平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 第16, 議案第19号 | 平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について |
| 第17, 議案第20号 | 平成29年度篠栗町水道事業会計予算について |
| 第18, 議案第21号 | 平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について |
| 第19, 常任委員会の閉会中の継続調査の件 | |

平成29年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月2日(開会)

平成29年 第1回 定例会 会議録

日時 平成29年3月2日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士			6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

5番 村 瀬 敬 太 郎

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長 補 佐	安 河 内 千 鶴
ま ち づ く り 課 長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	久 芳 良 行	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	村 瀬 修	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三	都 市 整 備 課 長	三 明 祐 治
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ だ も 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

すみません、少し声が可笑しくなっておりますけど、ご容赦願いたいと思います。

本日は、村瀬 敬太郎 議員がインフルエンザで欠席ですが、定足数に達していますので開議は成立いたします。

なお、執行部では、城戸会計課長もインフルエンザで欠席しておりますが、安河内課長補佐が代理出席しております。

また、本日は、広報ささぐり担当者の撮影を許可しております。

ただいまから、平成29年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、閉会中の委員会の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、4番 山田 眞士 議員、6番 今長谷 武和 議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの14日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、会期は、本日から3月15日間までの14日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第1号から議案第21号までの計21議案でございます。

それでは、議案第1号から議案第21号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 皆様おはようございます。

本日、平成29年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私共ご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。3月に入り、日中は暖かい日和となって

まいりました。

3月4日は霊場開きでございます。いよいよ篠栗の春の訪れであります。

さて、年明け1月20日に第193回通常国会が開会いたしました。安倍内閣総理大臣は、同日、平成29年度の施政方針演説を行いました。私の心に残った言葉は、次の3つでございます。

冒頭はじめにの部分で、「今こそ、未来への責任を果たすべき時であります。私たちの子や孫、その先の未来、次なる70年を見据えながら、皆さん、もう一度スタートラインに立って、共に、新しい国創りを進めていこうではありませんか。」とお話がありました。

地球を俯瞰する外交という項目では、「本年は、様々な国のリーダーが交代し、大きな変化が予想されます。先の見えない時代において、最も大切なこと。それは、しっかりと軸を打ち立て、そして、ぶれないことにあります。」と発言されました。

また、地方創生では、「自分たちの未来を、自らの創意工夫と努力で切り拓く。地方の意欲的なチャレンジを、自由度の高い『地方創生交付金』によって、後押しします。」と話がありました。

そして演説の最後に、江戸時代、土佐湾でハマグリの養殖を手掛けた土佐藩の野中兼山の話为例にして、「自らの未来を自らの手で切り拓く。その気概が、今こそ、求められている。世界の真ん中で輝く日本を、1億総活躍の日本を、そして子どもたちの誰もが夢に向かって頑張ることができる、そういう日本の未来を、共に切り拓こうではありませんか。」と結びました。

ここ数年、安倍首相の演説の結びに必ず登場するのが、『世界の真ん中で輝く日本』という言葉でございます。

2月28日に開催された福岡県町村会定期大会においては、「我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、自らの変革を厭うことなく不断の決意とゆるぎない信念を持って、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、自らが知恵を絞り、住民と一体となって策定した『人口ビジョン』と『地方版総合戦略』に基づき、持続可能な地域社会づくりにまい進するとともに、安全・安心で活力と潤いのある町村の実現を目指すことができるよう行政基盤の強化を図ることが必要である。」と決議いたしました。

この言葉は昨年と同じではありますが、国内外の環境が著しく変化している今日において、この決議を基に、町村がそれぞれ自主的・自立的に様々な施策を展開していかなければならないことは言うまでもありません。

昨年11月30日から新たな4年間の任期がスタートいたしました。

繰り返しになりますが、私は「篠栗町自立宣言、これからの10年間の努力で篠栗町の将来が決まる」

具体的には、地方創生、即「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の完遂、対話のまちづくりの実践、この2つを二本柱に、企業立地による税収増加や雇用機会の増大と働き手世代人口の流入等による自主財源比率の向上を目指しながら、対話のまちづくりにより、住民の皆様の素直な気持ちを量りながら丁寧な行政運営を進めると発信いたしました。

このことをこれからの3年8カ月、繰り返し言い続けて、それを具体化していくことこそ重要であると確信いたしております。

持続可能なまちづくりとは即、立ち止まらないこと。

変化し続ける、何かに取り組み続けることこそ生き活きとした“まち”が生まれるといえます。こんなまちに住みたい。こんなまちで暮らしたい。と思い続けていただけるよう全身全霊を傾けて頑張る所存でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

では、平成29年度事業において、課ごとで取り組もうとしているそのポイントを説明いたします。

まず、議会におかれましては、ここ数年の議会の活性化に向けた様々な取り組みに対し、心から敬意を表します。議会中継および録画配信への年度内アクセス件数も1万件を超え、行政と議会とのやりとりがより開かれたものになったと実感しております。

また、広報広聴委員会としての活動のスタートとともに、議会広報の紙面が大きく、大変充実したことを町民の皆様も実感していらっしゃいます。今後も各種団体等との意見交換を積極的に行っていただき、住民の皆様との対話を重視した町民参加型の議会だよりの発行と、広報の充実を図っていただきたいと願っております。

今後は、広報広聴の範囲に留まらず議会全体の活動として広く町民の皆様との対話の場を設けていただき、地域を代表する先進的な議会となられることを望みます。

総務費では、総務課、財政課、まちづくり課、会計課、税務課、住民課等が関わっております。

総務課では、平成28年度に庁舎内電話システム改良工事を行いました。4月から役場への電話がダイヤルイン方式へと変わり、町民の皆様の利便性が高まるものと期待しております。

包括業務委託は全国でも先駆的な取組みで、総務省で紹介されたことを機に視察も度々受けるようになりました。今後は、適正な人員配置に努め、効率的に運用してまいります。

防災に関しましては、山手班の消防格納庫の建替えや乙犬区での防災無線の新たな設置などに取組みます。

福岡県が全県的に取り組んでいます、防災・行政情報通信ネットワークデジタル化は、平成28年度分の繰り越しも含め、今後2年間で整備いたします。

財政課では、引き続き電子自治体の推進と安定した行財政運営に努めます。住民サービスの向上のため、統合型地図情報システム（GIS）を構築いたします。

まちづくり課における業務は多岐にわたっております。

3年目を迎えた「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、当初の目標を実現するとともに、適宜修正を加えて所期の目標を達成すべくしっかりと事務局としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

篠栗駅東側自由通路整備事業につきましては、いよいよ平成29年度から工事に入り、平成30年度末の事業完成を目指します。

篠栗北地区産業団地開発事業につきましては、平成29年末の企業立地協定締結に向けて、参入希望企業と協議を進めているところでございます。

協働のまちづくり事業補助金制度は、補助対象事業の範囲を拡大して、より町民の皆様が利用しやすい制度に拡充して継続してまいります。平成29年度も引き続き素晴らしいアイデアに基づく新たな事業が立ち上がるよう、町民の皆様への発信に努めます。

ふるさと寄付金事業につきましては、全国的なふるさと納税特需に乗り遅れないようにインターネットサイトへの登録、クレジットカードやコンビニで決裁できるよう事業の拡充に取り組むつも、ふるさと納税制度に関する様々な意見にも耳を傾けながら、慎重に対処してまいりたいと考えております。

会計課におきましては、平成27年度から支出命令書の電子決裁を導入いたしました。これによる事務の簡素化と添付資料の画一化、スピードアップを図ることができました。引き続き、監査の受検精度向上を目指し、事務の厳正化に取り組めます。

平成28年度に新設した収納課では、滞納整理管理システムを更新し、滞納処分を適正に処理することで、適正な徴収業務を行うとともに、町民の皆様の納税意識の向上につなげることができたと考えております。引き続き、徴収率アップに向け

て徴収業務の公平・適正な取組みを推進いたします。

税務課につきましては、これまで通り税の適正かつ公正な課税を目指し事務遂行をしてまいります。

住民課でございます。

住民サービスの向上につなげるため総合発行業務を新設いたしましたが、今後は、待ち時間短縮と人員のより効率的な配置・運用を考えてまいります。

国民健康保険は、平成30年から福岡県と共同保険者となることが決定しております。県内の統一的な基準に合わせるため、国民健康保険税の引き上げについて平成29年度に協議を進める必要があり、篠栗町国民健康保険運営協議会において検討を始めます。

住居表示の実施に向けた取組みでは、平成30年度からの一部実施をめざし、条例の制定や審議会の設置、実施区域での説明会等を開催いたします。

民生費・衛生費では、福祉課、健康課、こども育成課、都市整備課環境係が所管しております。

福祉課におきましては、平成28年度から新たな取組みとして、介護予防・日常生活支援総合事業「おひさま活動」を展開しております。「おひさま活動」とは、篠栗町の在宅高齢者のための活動で、「みんなが住み慣れた地域でいきいきと健康で安心して暮らすことのできる町」を実現するために介護予防や日常の生活支援を行います。

「訪問型サービス」、これは自宅を訪問し、困っていることを支援する。

そしてまた、「通所型サービス」、おしゃべりや体操などができる集いの場を運営する。これは、現在町内に6か所ございます。この二つのサービスの仕方があるわけでございます。

平成29年度は、この事業を更に充実してまいりたいと考えております。

次に、健康課について申し上げます。

母子保健事業・成人保健事業ともに、本年度も継続して事業を行うとともに健診等を更に充実いたします。

また、予防接種・健診モバイルシステムを導入し、携帯電話やスマートフォンで健診の予約、自分の予防接種情報の確認、医療機関の検索、町からの健診日程などのお知らせをメール配信いたします。

こども育成課では、保育の充実と待機児童解消に向けての取組みは、大変重要な課題であります。就労人口減少社会において、母親の労働力が見直されていること

から、安心して母親が就労現場に復帰できるようにするため、平成29年度も引き続き重要課題として待機児童解消に向けた取組みを継続してまいります。

また、夏休み期間中の学童保育は保護者のニーズも高く是非とも必要な取組みでございます。諸整備が整えば6月の定例会にて協議願ひ、平成29年度の夏休みから取組みたいと考えております。

都市整備課環境係が所管しておりますクリーンパークについては、昨年末に大牟田リサイクル発電所の平成34年度での事業終了が正式決定いたしました。その後はRDF搬出先を他に求めながら、クリーンパークの稼働延長期間であります、平成39年度までに遅滞なく次期処理施設に移行できるよう、今後関係自治体と協議に入る計画でございます。

農林水産業費・商工業費の所管であります産業観光課の取組みについて申し上げます。

農業分野・林業分野とも例年通りの取組みを継続してまいります。昨今の猪・鹿による農作物、森林への被害は危機的な状況に陥っております。猟友会に頼るとどまらず、抜本的な対策は必要な状況になっていると判断し、関係機関に相談しながら具体策を今後考えてまいります。当初予算には計上しておりませんが、今後予算措置のために議会にお諮りすることもあるかと思っておりますので、その際はご審議方よろしくお願いいたします。

商工観光部門ですが、平成29年度も「春らんまんハイキング」「森林セラピー基地イベント」「九州森林スポーツフェスタ」の3イベントは、商工会や観光協会などと連携し、新しい試みも取り入れながら引き続き開催いたします。

私が全国森林セラピー基地ネットワーク会議の会長を仰せつかっている関係から、今年の秋には全国の基地担当者を篠栗に迎え、イベントを開催する予定にしております。これを機に、町民の皆様にも「森林セラピー基地篠栗」を意識してもらえよう取組みを併せて企画したいと考えております。

設立4年目を迎える一般社団法人 篠栗町観光協会は、篠栗町の観光キーステーションとしての役割を担ってもらう組織でございます。3月1日から、総務省の支援による地域おこし協力隊の隊員を1名採用することができました。篠栗町観光協会での地域ブランド化のために投入し、新しい視点で篠栗町観光資源の発掘にも寄与してもらえよう、観光協会と更なる連携を図ってまいりたいと考えております。

消費者行政については、福岡県消費者行政活性化基金事業を活用し、啓発活動、消費者生活相談業務の機能強化を推し進めてまいりました。平成27年4月からは、

宇美町、志免町、須恵町、粕屋町と共同で「かすや中南部広域消費生活センター」を志免町に開設いたしました。今後も継続して専門相談員を配置し、相談者が抱える問題の早期解決に努めてまいります。

次に、都市整備課が所管しております土木費について述べます。

平成29年度は、災害対策のための水路改修工事の継続をはじめ、側溝整備や道路維持補修など、例年通りの取組みを行うことといたしております。

教育費は、学校教育課、社会教育課が所管しております。

学校教育課においては、「9年間を通して志をもってひと・地域に貢献しながら自らを高め続ける子どもの育成を目指して」篠栗町が進める小中一貫教育（平成31年度完全実施）、これの導入実現のために、小学校と中学校が連携して取組みをはじめることとしております。

社会教育課では、体制を大きく転換した青少年健全育成推進協議会の活動と校区ごとの地域活動は、それぞれ特色を持って発展しつつあります。今後は、防災や独居老人などの地域高齢者支援と一体となった、校区ごとの柱となるコミュニティ形成が鍵になるかと考えております。学校と児童・生徒、地域が一体となって、これからも篠栗町らしい発展を目指して進めてまいります。

下水道事業においては、住民の皆様にご理解をいただき、平成29年度から14%の使用料の引き上げを行ったことで、当面の収支バランスを改善することができました。

一方、上水事業に関しては、平成30年の五ヶ山ダム供用開始による受水費の増加に対応するため、篠栗北地区産業団地での配水量の拡大に期待しつつも、将来、料金改定も視野に入れなければなりません。今後、協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上、平成29年度の各課の取組みについて説明いたしました。

平成29年度主要施策取組みに当たっては、これまで同様、職員一丸となって努力してまいることをお約束いたします。私自身も新たな4年間の大事な初年であり、町政発展のために邁進する所存でございますので、議会におかれましては、引き続き篠栗町の発展のためご尽力賜りますようお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております議案第1号から議案第21号までの21議案について説明をいたします。

議案第1号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」であります。

本議案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）などが交付されたことに伴い、篠栗町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容は、条文中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更し、また、町民税における住宅ローン控除制度の適用期限を2年間延長するものであります。

議案第2号は、「副町長の選任について」であります。

本議案は、城戸 清壽 副町長が、平成29年3月31日をもって任期満了となるため、新たに副町長として 松田 秀幹 氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第3号は、「篠栗町監査委員の選任について」であります。

本議案は、福原 和男 監査委員が、平成29年3月31日をもって任期満了となるため、新たに監査委員として 今長谷 潔 氏を選任することについて、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第4号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、現委員であります 松下 真教 氏が、平成29年6月30日をもって任期満了となるため、後任の候補として 西 宏円 氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第5号は、「篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の制定について」であります。

本議案は、J R篠栗駅周辺の駐輪場における自転車等利用者の利便及び交通の安全と円滑化を図るとともに、自転車駐輪場の適正な管理運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

制定内容は、使用できる車両の種類、利用者が守るべき事項、禁止行為及び禁止行為に対する措置等について定めるものであります。

議案第6号は、「篠栗町健康増進計画策定委員会設置条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町健康増進計画の策定に伴い、学識経験者や住民等からの幅広い

意見を聴取し、計画に反映させることを目的として、篠栗町健康増進計画策定委員会を設置するため、本条例を制定するものであります。

議案第7号から議案第9号までの3議案は、昨年8月8日の人事院からの意見の申出及び勧告を受け、国に準じた措置を講ずるため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第7号は、「職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）が改正されたことに伴い、職員の勤務時間に関して、育児休業等の対象となる子の範囲の見直し、要介護者を介護する職員への時間外勤務の制限等を行うため本条例の一部を改正するものであります。

議案第8号は、「職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）が改正されたことに伴い、職員の休業等に関して、介護休業の分割取得及び介護時間の新設等を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第9号は、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）が改正されたことに伴い、職員の育児休業等に関して、育児休業等の対象となる子の範囲の見直し等を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第10号は、「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の一部改正に伴い関係規定を整備するとともに、手数料の免除規定において、生活保護受給対象者のプライバシー保護を図るため、また、免除の対象者を明確にするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第11号は、「町道の認定について」であります。

本議案は、篠栗線篠栗駅東側自由通路整備事業における自由通路を、南北の連絡及び結節点機能を向上させ、安全な歩行空間の確保を図る、新たな町道路線として

認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号は、「基本協定の締結について」であります。

本議案は、篠栗線篠栗駅東側自由通路整備事業に伴う篠栗駅自由通路新設工事に関して、九州旅客鉄道株式会社 代表取締役 青柳 俊彦 を相手方とし、金額8億1,805万2,000円で基本協定を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号から議案第15号までの3議案は、「平成28年度補正予算」であります。

議案第13号は、「平成28年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」であります。

本議案は、平成28年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ1億5,106万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ102億4,154万4,000円とするものであります。

まず、歳入につきまして、増額の主なものといたしましては、

地方消費税交付金 2,895万8,000円

自動車取得税交付金 300万円

地方特例交付金 516万7,000円

地方交付税のうち

普通交付税 2,418万5,000円

国庫支出金のうち

障害者福祉サービス等負担金 1,794万9,000円

情報システム管理費補助金 191万6,000円

担い手確保・経営強化支援事業 357万6,000円

県支出金のうち

障害者福祉サービス等負担金 914万円

財産収入のうち

利子及び配当金 9,363万5,000円

諸収入のうち

財政課雑入 624万4,000円

過年度収入 144万8,000円

受託事業収入 673万6,000円

などを追加いたしております。

減額の主なものといたしましては、

利子割交付金 減額の350万円

国庫支出金のうち

児童手当交付金 減額776万8,000円

臨時福祉給付金給付事業費補助金 減額の1,149万3,000円

子ども・子育て支援交付金 減額750万6,000円

県支出金のうち

児童福祉費負担金及び補助金 減額920万5,000円

社会福祉費補助金の公費医療補助金 減額928万9,000円

水田農業担い手機械導入支援事業費補助金 減額238万4,000円

などがございます。

次に歳出につきまして、増額の主なものといたしましては

総務費、退職手当組合負担金 1,365万3,000円

民生費、自立支援サービス給付費 3,930万7,000円

農林水産業費、担い手確保・経営強化支援事業費補助金 357万6,000円

諸支出金、赤字補填繰出金を含めた国民健康保険特別会計繰出金

1億24万4,000円

基金費、基金利子積立金 9,363万5,000円

などを追加いたしております。

減額の主なものといたしましては、

総務費、システム保守委託料 減額の356万4,000円

民生費、社会福祉協議会補助金 減額660万円

臨時福祉給付金 減額1,149万3,000円

延長保育事業補助金 減額1,072万8,000円

一時預かり事業補助金 減額718万7,000円

児童手当 減額の1,100万円

衛生費、予防事業委託料 減額202万4,000円

農林水産業費、水田農業担い手機械導入支援事業費補助金減額

386万3,000円

町営林の施業にかかる手数料 減額1,000万円

消防費、粕屋南部消防本部分担金 減額 9 4 4 万 1, 0 0 0 円

諸支出金、後期高齢者医療特別会計繰出金 減額 1 8 0 万 4, 0 0 0 円

などを減額いたしているところでございます。

その他、歳出の補正につきましては、主に事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額補正であり、歳入につきましては、補助金などの確定に伴う財源更正であります。

また、継続費につきましては、篠栗駅東側自由通路整備事業の年割額を平成 2 9 年度は 1 億 1, 0 2 3 万 8, 0 0 0 円から 4 億 5, 3 1 3 万 3, 0 0 0 円に、平成 3 0 年度は 4 億 5, 1 2 6 万 5, 0 0 0 円から 1 億 8 3 7 万円に変更し、町有林保全事業の総額を 2 億 3, 6 0 5 万 5, 0 0 0 円から 2 億 3, 1 1 6 万円に変更いたしております。

また、繰越明許費につきましては、

社会保障・税番号制度関連事業として 2 3 9 万 2, 0 0 0 円

地域密着型施設等整備補助事業 2, 6 2 5 万円

臨時福祉給付金事業 8, 1 3 0 万 5, 0 0 0 円

環境対策事業 4, 4 9 0 万 8, 0 0 0 円

河川維持補修事業 1, 3 3 0 万円

福岡県・防災行政情報通信ネットワーク再整備事業 4 5 8 万 6, 0 0 0 円

などを追加いたしております。

議案第 1 4 号は、「平成 2 8 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）について」であります。

本議案は、平成 2 8 年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、主に一般会計から 1 億円の法定外繰入、保険給付費並びに共同事業拠出金などの補正を行うもので、歳入歳出それぞれ 2, 4 2 9 万 6, 0 0 0 円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 3 8 億 7, 6 0 7 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

議案第 1 5 号は、「平成 2 8 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について」であります。

本議案は、平成 2 8 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、保険料歳入見込みによる保険料負担金の補正、基盤安定繰入金の確定による補正、歳出還付金の増による補正を行うことにより、歳入歳出それぞれ 2, 0 5 2 万 2, 0 0 0 円を減額し、予算総額をそれぞれ 3 億 8, 1 4 7 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

議案第 1 6 号から議案第 2 1 号までの 6 議案は、平成 2 9 年度の各会計の当初予

算であります。

議案第16号は、「平成29年度篠栗町一般会計予算について」であります。

予算総額は、96億8,218万8,000円で、前年度当初予算に対し3億3,080万9,000円の増額となっております。

前年度予算との主な相違点のうち、増額要因といたしましては、篠栗駅東側自由通路工事費用などで、減額要因といたしましては、中学校の教室木質化工事終了に伴う費用の減少などがございます。

また、平成29年度の予算編成につきましては、前年度に引き続き、限られた歳入財源を有効利用できる事業を選定し、歳出削減に努めております。

歳入の主なものといたしましては、まず、町税は、収納対策の強化及び近年の経済状況に基づき、対前年度比4,695万3,000円増の30億3,495万円を計上いたしております。

次に、9款 地方交付税は、普通交付税におきまして、前年度に引き続き、起債償還の算入経費が大幅に減額することから、対前年度比2億8,897万5,000円減の18億8,211万円を計上いたしております。

次に、国庫支出金は、篠栗駅東側自由通路の整備に伴う社会資本整備総合交付金の増などにより、対前年度比2億163万8,000円増の12億4,012万7,000円を計上いたしております。

次に、繰入金は、減債基金5億円、公共施設等整備基金3億6,875万1,000円、財政調整基金6,520万3,000円で、対前年度比1億8,395万4,000円増の9億3,395万4,000円を計上いたしております。

最後に、繰越金は対前年度比8,000万円増の1億8,000万円を計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものといたしましては、まず、総務費において

包括業務委託料 2億4,759万3,000円

篠栗駅東側自由通路工事費 4億5,313万3,000円

など前年度比4億1,253万4,000円増の17億3,836万6,000円を計上いたしております。

次に、民生費におきまして、

自立支援サービス給付 4億6,463万円

介護保険広域連合負担金 2億7,909万6,000円

後期高齢者医療療養給付費負担金 3億65万1,000円

児童運営費委託料 7億548万8,000円

など前年度比1億4,517万2,000円増の31億7,831万9,000円を計上いたしております。

最後に、土木費におきまして、

尾仲乙犬水路水害対策事業費 5,000万円

など前年度比9,509万5,000円増の5億575万5,000円を計上いたしております。

議案第17号は、「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であります。

予算総額は、37億8,328万7,000円で、前年度当初予算に対し、約0.9%の増額となっております。

歳入につきましては、主に国庫支出金の増額により前年度比1億8,819万5,000円の増額となっております。

歳出につきましては、

保険給付費 22億7,436万2,000円

後期高齢者支援金等 3億5,335万円

介護納付金 1億3,087万7,000円

共同事業拠出金 9億3,433万7,000円

を計上いたしております。

議案第18号は、「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。

予算総額は、4億1,116万8,000円で、前年度当初予算に対し、約5.3%増額となっております。

歳入につきましては、主に後期高齢者医療保険料2億9,828万5,000円、一般会計繰入金1億1,287万5,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、主に後期高齢者医療広域連合納付金3億7,956万3,000円を計上いたしております。

議案第19号は、「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」であります。

収益的収入は、対前年度比8.7%増額の8億4,636万9,000円、同支出は、対前年度比4.6%増額の8億2,911万7,000円で、1,725万2,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものは、

下水道使用料 4億6,983万4,000円

他会計負担金 1億5,750万円

を計上いたしております。

支出の主なものは、

流域下水道維持管理負担金 2億6,922万6,000円

支払利息 1億2,542万2,000円

を計上いたしております。

資本的収入は、対前年度比21.7%増額の4億1,320万1,000円、同支出は、対前年度比19.5%増額の5億4,206万5,000円で1億2,886万4,000円の赤字予算となっておりますが、損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

収入の主なものは、

企業債 3億560万円

他会計負担金 1億700万円

を計上いたしております。

支出の主なものは、

建設改良費 9,200万円

流域下水道建設負担金 3,570万2,000円

企業債償還金 4億1,433万4,000円

を計上いたしております。

また、前年度繰越利益剰余金のうち100万円及び当年度利益剰余金のうち、1,500万円を減債積立金として処分するものと定めております。

議案第20号は、「平成29年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。

収益的収入は、対前年度比0.15%減額の4億6,360万1,000円、同支出は、対前年度比0.54%減額の5億295万1,000円で3,935万円の赤字予算となっておりますが、繰越利益剰余金で補填する予定でございます。

収入の主なものは、水道使用料 4億3,174万7,000円を計上いたしております。

支出の主なものは、

福岡地区水道企業団受水費 1億8,407万1,000円

支払利息 2,568万6,000円

を計上いたしております。

資本的収入は8,710万1,000円、同支出は、対前年度比32.1%増額の1億8,903万5,000円で1億193万4,000円の赤字予算となっておりますが、損益勘定留保資金等で補填する予定としております。

収入の主なものは、企業債8,710万円

支出の主なものは、

建設改良債 9,732万8,000円

企業債償還金 9,170万7,000円

を計上いたしております。

議案第21号は、「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」であります。

予算総額は6,520万3,000円で、当該会計は昨年度から新規に創設した会計であります。

主な予算概要は、篠栗北地区産業団地の整備を行うにあたり、造成工事の設計委託及び開発許可申請に要する諸調査などの経費のほかに、九州電力からの受電負担金を計上いたしております。

歳入につきましては、繰入金といたしまして、一般会計からの繰入金6,520万3,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、篠栗北地区産業団地開発事業費といたしまして、計画策定等委託料6,352万9,000円を計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第1号から議案第21号までの21議案を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第2号から議案第4号までは、人事案件ですので、委員会への付託を省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第1号と議案第5号から議案第12号までの9議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設、文教厚生、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

次に、議案第13号から議案第21号までの予算関連9議案につきましては、「議長を除く11人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせのとおり、委員長は、6番 今長谷 武和 議員、副委員長は、5番 村瀬 敬太郎 議員です。

予算審査は、補正予算の審査に引き続き当初予算の審査に入ります。

最後に、規則2件については、所管の常任委員会で報告を受けていただきたいと思います。

日程第5、議案第2号「副町長の選任について」を議題といたします。

議案の説明に入ります前に、当事者であります 松田 秀幹 氏の退出を求めます。

では、議案の説明を大塚総務課長に求めます。

○総務課長（大塚 哲雄） それでは、議案の説明をいたします。

議案第2号「副町長の選任について」

次の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

住所 糟屋郡篠栗町大字田中58番地3

氏名 松田 秀幹

生年月日 昭和32年12月10日

平成29年3月2日提出、篠栗町長 三浦 正

[提案理由]

城戸 清壽 副町長が、平成29年3月31日をもって任期満了となるため、新たに副町長として 松田 秀幹 氏を選任することについて、地方自治法第162条の

規定により議会の同意を求めるものである。

履歴等につきましては、10ページに掲載いたしておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの総務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方はご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

それでは、松田 秀幹 氏の入場を求めます。

改めて、ご報告いたします。

議案第2号「副町長の選任について」は、原案のとおり、出席者全員賛成で同意することに決定しました。

報告を終わります。

日程第6、議案第3号「篠栗町監査委員の選任について」を議題といたします。

議案の説明を大塚総務課長に求めます。

○総務課長（大塚 哲雄） それでは、議案の説明をいたします。

議案第3号「篠栗町監査委員の選任について」

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求める。

住所 糟屋郡篠栗町大字尾仲173番地

氏名 今長谷 潔

生年月日 昭和30年7月29日

平成29年3月2日提出、篠栗町長 三浦 正

[提案理由]

福原 和男 監査委員が、平成29年3月31日をもって任期満了となるため、新たに監査委員として、今長谷 潔 氏を選任することについて、地方自治法第196

条の規定により議会の同意を求めるものである。

履歴等につきましては、10ページに掲載いたしておりますのでご参照願います。
以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの総務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」
を議題といたします。

議案の説明を井上福祉課長に求めます。

○福祉課長（井上 勝則） では、議案の説明をいたします。

議案第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。

住所 糟屋郡篠栗町大字篠栗3970番地2

氏名 西 宏円

生年月日 昭和36年5月22日

平成29年3月2日提出、篠栗町長 三浦 正

これは現在の人権擁護委員 松下 真教 氏が平成29年6月30日をもって任期満了となるため、後任者の候補として法務大臣に推薦するために、議会の意見を求めるものです。

よろしく願いいたします。

履歴につきましては、次ページをご参照ください。

よろしく願います。

○議長（阿部 寛治） ただいまの福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前11時00分

平成29年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月6日(一般質問)

平成29年 第1回 定例会 会議録

日時 平成29年3月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	久 芳 良 行	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	村 瀬 修	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三	都 市 整 備 課 長	三 明 祐 治
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力をいただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は9名でございます。

質問時間は、申し合わせにより答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には、議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議では、議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。ただし、リアルタイムでの配信を行っていますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、村瀬 敬太郎 議員、通告は1問です。

○議員(村瀬 敬太郎) おはようございます。

議席番号5番、村瀬 敬太郎 でございます。

昨年12月22日に発生いたしました新潟県糸魚川市の大規模火災、本年2月16日の埼玉県三芳町の大規模倉庫火災など大規模火災が頻発しており、いずれも死者こそ出なかったものの、多くの財産が失われ、誰もが凶らずも火元となりうることを改めて自覚させられたところでもあります。

3月1日から7日まで、春季全国火災予防運動が実施されており、全国各自治体、消防機関をはじめ教育機関や各種団体でも防火防災に対する啓発がなされております。

わが町でも消防団による非常呼集訓練や幼年消防クラブ・少年消防クラブによる啓発、消防署・消防団、防災協会による合同防火パレードなど、さまざまな活動がなされており、住民の防火意識の向上に一定の効果が出ておるものと思われまます。

しかし一方で、これまで行われてきた朝晩のサイレンの吹鳴が停止されており、住民が防火週間であることを認識する機会が減っているのではないかと考えられます。

サイレン吹鳴により、一部住民からの苦情があることは承知しておりますが、真に住民のための防災を考えると、火災予防意識を向上しうる火災予防運動期間中のサイレン吹鳴は続けるべきではないかと考えますが、見解を尋ねます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

それでは、村瀬議員からの「火災予防運動期間中のサイレン吹鳴について」答弁をいたします。

まず、昨日消防団により行われました、非常呼集訓練には、村瀬議員をはじめ議員各位の皆様方、それから区長会の皆様にお越しいただきありがとうございました。

山間地域での火災を想定した三角寺付近を火点とし、水利は荒田の防火水槽といましようか、荒田のプールから1.8キロを小型ポンプでホースを100本ほど繋いで送水する訓練でございました。7割を山々に囲まれたわが町におきましては、こうした訓練は欠かせないと改めて感じた次第でございます。

さて、ご質問の「火災予防運動期間中のサイレン吹鳴について」でございますが、「サイレン吹鳴」は、春と秋の全国火災予防運動にあわせて、長年にわたり、朝7時、それから21時に防火防災に対する啓発を目的に実施してきたところでございます。

ただいまお話にもありましたように、新潟県糸魚川市・埼玉県三芳町で発生いたしました大規模火災は、記憶に新しいところであり、このような火災の恐ろしさを伝える重要性は十分認識しており、あらゆる機会を捉えて火災予防思想の一層の普及啓発に努めていく所存でございます。

しかしながら、「サイレン吹鳴」については、広報誌などで事前に予告を行っているにも関わらず、「吹鳴のたびに驚いてしまう」「寝かせた子どもが起きてしまう」「夜勤を終えて帰宅したのに眠れない」といった苦情が毎年寄せられてまいります。

こうした苦情に対しましては、防火防災啓発の趣旨を丁寧に説明することで、理解と協力をいただくようお願いしてまいりましたが、医療機関が多い本町におきましては、このほかに「動悸・息切れがする」「発作を起こす」という疾患等に関する苦情も寄せられているところでございます。

こうした経緯から、本年度の火災予防運動啓発事業におけるサイレン吹鳴は、消防団の非常呼集訓練時における1回のみとし、火災予防運動の前日10時と19時

に、防災行政無線を用いて「防火についての注意喚起」放送を行う形に変更したところでございます。

また、消防団・消防署・防災協会による合同パレードや消防団による各行政区の巡回といった従来の啓発活動に加え、新しい取り組みとして、3月1日には、消防団女性消防隊による篠栗駅前での街頭啓発を実施いたしました。

ご指摘のように、サイレン吹鳴の廃止により、住民の火災予防運動週間に対する意識が低下することのないよう、今後は、広く住民生活に浸透している各種の情報メディアを積極的に活用するほか、役場壁面懸垂幕でのお知らせや消防団員による巡回活動を強化するなど、より効果的な啓発活動を進めることで、安全・安心なまちづくりに全力をあげて取り組みたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) 質問ございますか。

はい、村瀬議員。

○議員(村瀬 敬太郎) サイレン吹鳴に変えて啓発放送をされておる、また、さまざまな活動もされてあるということですが、例えばですね、啓発の効果がサイレンほどかといえ、
「そうでもないのではないかな」というふうに思うわけでございまして、今後ですね、さまざまな検討をなされるということですが、より一層の効果をですね、考えていくべきではないかと思いますが、その辺りはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) 今年度からサイレン吹鳴に変えていろいろな取り組みをしておるわけでございまして、その効果のほどというのは、まだ検証しきってないところでございまして、いろいろな方法を、サイレン吹鳴に変わるいろいろな方法を考えていきながら、一定の効果が表れるように、住民の意識の向上になるように取り組んでまいりたいと考えます。

○議員(村瀬 敬太郎) 終わります。

○議長(阿部 寛治) 終わりますか。

はい、では次の質問順位に参ります。

質問順位2番、今長谷 武和 議員。

○議員(今長谷 武和) おはようございます。

議席番号6番の 今長谷 武和 です。

本日は「高齢者運転免許証自主返納」についてお伺いいたします。

近年、高齢者ドライバーによる事故が増大しております。

2015年末現在、75歳以上で自動車の運転免許を保有されてる方は、全国で約477万人で前年と比べますと約30万人増でございます。

この10年間で2倍以上に増え、来年2018年には532万人に達する見通しと発表されております。

75歳以上のドライバーによる死亡事故は2015年には全国で458件ののぼり、運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は9.6件となり、75歳未満の4件の約2倍以上を超えていることが警察庁のまとめで分かりました。

福岡県においては、15年度の75歳以上の死亡事故件数は23件で、10万人当たりの死亡事故件数は13.2件となっております。

75歳以上の死亡事故は、年400件台で横ばいが続いている。

しかし、死亡事故の総数は1970年をピークに減少傾向にあるため、75歳以上が占める割合は右肩上がりの状況で、2005年の7.4%から15年の12.8%へ大幅に上昇しております。

「認知症」が疑われる75歳以上のドライバーによる事故が多くを占められているようです。3月施行の改正道交法では、これまで免許更新時に実施していた認知機能検査を、75歳以上の運転者が、逆走や信号無視などの違反をした場合に、臨時ですることにしております。検査後に「認知症」と診断されれば、免許取り消しか停止になります。

警察庁の試算では、本年3月の改正法施行後は、2015年の10倍以上の5万人が診断を受け、約1万5,000人が免許取り消しや停止になる試算をしていると言っております。

高齢化社会が進むにつれ、年々増加している高齢者による交通事故。

この現状の打開策を見いだすために、運転者免許証の自主返納制度があります。これは運転を継続する意思がなく、運転免許証を返納したいという方のために、自主的に運転免許の取り消しが申請できるよう、1998年に道路交通法が一部改正されました。これは、高齢者が免許証を返納することにより、少しでも交通事故を減らそうというものでございます。

しかし、車の運転は、生きがいや自己存在感にも繋がっていると思います。

高齢者が運転免許証を手放さない理由としては、高齢者故の生活の利便性「車がなければ病院や買い物に行けない」ということになり、さらに、JRや私鉄バス、オアシスバス路線からも離れており、送迎してくれる家族・親族・知人もいないと

いうことであれば、尚更、運転免許証は手放すわけにはいかない。これは当然の話と思います。

しかしながら、家族からの心配や心理的には「そろそろ、免許返納でも」と考えているのですが、現実との狭間で考えあぐねていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるのが現状だと思います。

高齢者の方の運転免許証の返納は、自らの意志で行うものが最も効果的であって、運転免許証の返納が事故防止に繋がるとするならば、見過ごすことのできない課題だと思います。

各市町村や警察署では、加齢に伴う身体能力の低下及び運転技術に不安を感じてきた高齢者に対して、運転免許証自主返納したならば、様々な支援や補助サービスを受けることができるようになっております。

そこで、篠栗町内での取り組みの三つの次のことを町長、総務課長へお伺いいたします。

一つ目、運転免許証自主返納を促進されるための啓発はされていますか。

二つ目、高齢者運転免許証自主返納支援の現状は。

三つ目に、今後の運転免許証自主返納者への支援の取り組みは。

以上3点についてお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

まず、三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、今長谷議員のご質問に対し、答弁申し上げます。

「高齢者運転免許証自主返納者への支援について」のご質問でございました。

近年、高齢化に伴う体力の衰えや判断力の低下などの要因で、高齢者が起こす交通事故が多発していることが大きな社会問題となっております。

本町の状況といたしましては、福岡県警察・交通企画課が公表している交通事故統計資料によりますと、平成28年中に町内で発生いたしました交通事故件数は173件となっており、そのうち65歳以上の高齢者が関係する交通事故件数は44件と全体の約25%を占めております。福岡県の市町村平均が約29%であることから、県下の平均よりも低い数字にはなっております。とはいえ増加傾向にあることは間違いございませんので、本町に於きましても何らかの対策を講じていかなければならないことは議員のご指摘のとおりでございます。

それでは、ご質問の3点につきましては、総務課長から答弁をいたさせますので

よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） では、総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） それでは、3点のご質問に対してお答えをいたします。

まず、1点目の「運転免許証自主返納を促進するための啓発について」のご質問にお答えをいたします。

本町における交通安全の啓発といたしましては、全国交通安全運動にともない、交通安全協会のご協力を得て、年4回の街頭啓発のほか、文化祭での街頭啓発、また、粕屋地区交通安全大会への参加等を行っているところでございます。ご指摘の「運転免許証自主返納」に特化した啓発事業については、今のところ行っておりません。これは、交通機関の発達した都市部とは異なり、本町は多くの山間地域を抱え、そこに居住する町民にとって、自主返納は日常生活に大きく支障きたす問題であり、高齢者の交通事故防止の観点からだけではなく、高齢者の移動手段の確保等、総合的な生活支援策とも繋がる問題であるからでございます。

次に、2点目の「本町における高齢者への運転免許証自主返納支援の現状について」のご質問にお答えをいたします。

自主返納に関する具体的な相談がまだ1件もないこともあり、ご指摘の「自主返納者支援」に対する取り組みは、今のところ特に行ってはおおりません。

最後に3点目の「今後の運転免許証自主返納者支援の取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

全国的に高齢化が進む中、本町においても、高齢運転者による事故の増加は十分予想されることから、「自主返納者支援」は交通安全対策の有効な方策の一つであると認識いたしております。福岡県下では既に10市町村において、自主返納に対する支援が行われており、糟屋郡内では、糟屋町が「ICカード乗車券5,000円相当分の交付」を実施しております。

本町におきましても、限りある財源の中で、福岡県が実施いたします「市町村高齢者運転免許証自主返納支援事業」を活用しながら、高齢運転者による事故を少しでも減らせるよう、自主返納に対する特典制度の導入について交通安全協会などの関係機関と協議し、対策を検討していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 質問ございますか。

今長谷議員。

○議員（今長谷 武和） 私も高齢者の1人ですけども、先日、私よりも先輩の方た

ちとお話をしていますと、確かに車を持つとりますと経費がかさむ、経済的にも厳しいし、運転中に不安を感じたり、ひやりとする回数も多くなり免許証を返納したいのだけでも、日常生活が困るので手放せないとの声を多く聞きました。日常生活の不便さをフォローしてあげれば高齢者の方は安心して、自主返納者が増えると思います。

また、買い物困難者の多くの方も支援できるのではないかとはい思います。

そこで、町内循環バス（オアシス号）の増便や路線変更及び路線増の充実を検討していただきたく考えます。

また、返納された高齢者の方が外出するのに便利な、電動自転車の購入時の一部補助などを行われている自治体もありますので、こういうことも検討されれば、高齢者の方の行動範囲も増えるんじゃないかなと思っております。

しかし、こういった事業に関しましては、予算が多く必要となりますので、近々にぜひとも検討していただくよう強く要望して終わりたいと思います。

また機会がありましたら、この件についても一般質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、要望ですね。

質問順位 3 番、田辺 弘之 議員。

○議員（田辺 弘之） おはようございます。

議席番号 2 番、田辺 弘之でございます。

本日は、「子ども議会の開催」について質問させていただきます。

今年の 1 月 29 日に粕屋町で昨年に引き続き 2 回目の「子ども議会」が開催されました。

傍聴に行きましたが、内容的にもとても充実したものでした。

子どもたちの質問としては、篠栗町でも本格的に勧めている「あいさつ運動をどう推進していくか」とか、「不登校問題に対してどのように向き合っていくのか」、また、子どもたちが実感している通学路の問題も含め、「子どもからお年寄りの方みんなが安心して暮らせるまちづくり（これは交通ルールについてですが）」など多岐にわたるものでした。

2 月に篠栗町で開催された料理研究家のコウケンテツさんの講演会でも、子どもたちの発想はすばらしいとお話しされていましたが、大人では考えつかないような発想もありました。

傍聴席は満席で、子どもたちの家族や友人もたくさん参加し、関心の高さを実感いたしました。

緊張しながら懸命に質問する小中学生に対して、町長や執行部も真剣に答弁を行っていました。

また、文教厚生常任委員会で参加した中学校の参観においても、授業の中で篠栗町での自分たちが感じる問題点を指摘しあいながら、どう改善したらよいのかを話し合い、そのアイデアになるほどと感心することもございました。

子ども議会の開催は、全国の町村においても平成18年では実施率9.2%だったものが、平成26年度では155町村で16.7%と増えてきております。

大人目線では、なかなかわからない子どもたちの生の意見を聞く場として、篠栗町においても「子ども議会」を開催されてはいかがでしょうか。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

はい、教育長。

○教育長(西 邦彰) おはようございます。

田辺議員の「こども議会の開催について」のご質問にお答えいたします。

粕屋町におかれましては、議会活性化委員会が主催され、町議会と子どもたちが粕屋町の将来について考えることを趣旨として、子ども議会を開催されたと伺っております。

子どもたちがまちづくりや行政などについて、町当局に質問・提案することは、議会・行政の意義やしくみを理解し、地域に関心を持ち、その将来を考えるとともに、社会参画への態度や意欲を培う上で有意義なことと考えます。

本町におきましては現在、教育にかかわる諸団体の会議、研修の場において、子どもの意見表明の場を積極的に設けております。

具体的には、3小校区の校区づくり研修会や青少年健全育成会議、6月に開催しております町づくりフォーラムなどにおいて、首長部局や教育委員会も参加した上で、町づくりや社会参加・地域貢献の在り方について小中学生が意見発表を行っております。

また、学校においては、篠栗町志教育の一環として、子ども自身が町のために何ができるかを考え、地域住民の方々と協働して挨拶運動や清掃活動を展開したり、子ども会ジュニアリーダーがスポーツ大会の運営をしたりして、児童生徒が自ら考え行動する人材育成を推進しているところでございます。

また、これらの活動及び成果は、随時、広報等により町民の皆様にもお伝えしておるところでございます。

従いまして、これからも、篠栗町志教育を進め、地域社会の一員として自分の役割を自覚し責任を果たす子どもの育成を目指す中、多様な方法の一つとして、子ども議会の開催について検討して参りたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 何かございますか。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 子ども議会をする意義は二つあると思います。

今言われたように、一つは18歳以上の選挙権の拡大に伴う主権者教育。

昨年12月に総務省より発表された資料では、高校で選挙の仕組みを学んだり、模擬投票をやったりという主権者教育を受けた方は6割。受けてない人よりも投票率は7ポイント高かったそうです。

また、子どもの頃に親と一緒に投票所に行った経験のある人も6割。経験のない人より投票率は7ポイント上回っているとありました。

広報広聴委員会での高校生との懇談会でも、参議院選挙投票に関して、学校での模擬投票等が非常に参考になったと申しておりました。しかしながら篠栗町には高校がございませんので、高校生を中心とした議会の開催は難しいと思います。

二つ目は、子どもたちの町に対する様々な意見を反映させる機会を設けるということです。

2年前の3月議会で教育長は、「子ども議会を開催することは、日常生活における政治の働きを子どもが直接学ぶことにより、民主政治の意義を国民主権の立場から具体的にとらえ、子どもの権利条約にある『意見を具体化する場の確保』による機会として意義のあるものと考えている。また、第5次篠栗町総合計画が目指す協働のまちづくりに、主体的に参加する機会を提供し、篠栗町の将来を担う若者の育成に資するものとする。教育課程の範囲内で可能な限り、子ども議会の開催について検討したい。」と答弁されております。

先日の第6次篠栗町総合計画策定に伴う住民の意見を聞くために、クリエイト篠栗においてワールドカフェ「ささカフェ」が開催され、見学させていただきました。様々な角度の有意義な意見がでておりましたが、子どもたちの意見をできるだけ多く聞けたらなと感じました。

これについて、どう考えなさっているかお伺いしたいと思いますが。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） はい、失礼いたします。

ただいま田辺議員のご意見にもございましたように、1点は主権者教育に繋がる子ども議会ということで、前回お話しいたしましたように、小学校社会科又は中学校の社会科を通して、その基礎を培うという意味では非常に意義あるものと考えておるところでございます。

次に、様々な意見を反映させるということにつきまして、篠栗町でも今お話がありましたように、子どもたちの意見表明や社会参画の一環として、非常に大切なものと捉えているところでございます。

前回お話ししましたように、第5次篠栗町総合計画、2013年から17年と同様に第6次篠栗町総合計画を、現在、2018年から22年の策定を進められておりますけれども、その中で、未来のまちづくりのための中学生アンケートを昨年9月に実施しております。この狙いは、将来の篠栗町を担う子どもたちが町の現状をどのように感じ、また、未来をどのように考えているのかを聞き取り、若い世代の意見を総合計画策定に当たり、参考とするために実施したものであります。

実際につきましては、町内二つの中学校の3年生約300人から回答を得ております。

質問事項は、12項目で「どのような町になることを望むのか」、「町としてどんな分野に力を入れるとよいか」、また「町のよいところや改善点はどんなことか」などございまして、子どもたちからは、「豊かな自然を守り活用する町」、「商業や観光スポーツが盛んな町」、「清潔で、安心安全な町」にしたい等々の意見が出ております。

このような篠栗町の将来についての貴重な意見を、現在、篠栗町総合計画策定プロジェクトチームで計画策定のために活用されていると伺っております。

このような形で、子どもたちのたくさんの意見を吸い上げ、将来のまちづくりのために活かしていければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 何かあります。

はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） ありがとうございます。

とは言え、直接的に意見を聞くことも大切だと思いますので、町長はどうお考えでしょうか。

このことに関しまして。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 糟屋郡におきましても、志免町や粕屋町で子ども議会開催されておりました、一定の成果があったことを町長から度々お話を聞いているところでございます。

田辺議員の「篠栗町でも子ども議会の開催を」とのご意見もいただいているわけですが、行政といたしましては、ただいま教育長が述べたように様々な機会を通して、まちづくりについて、子どもたちの提案をいただいていると自負しているところでございます。

私見として申し述べれば、粕屋町におきましても議会活性化委員会が主催され、町議会として子どもたちが粕屋町の将来について考えることを趣旨として子ども議会が開催されているわけでございますので、子ども議会の開催というのは、やはり篠栗町議会が議会としてご提案、計画作成、運営に取り組みましてはいかがではないかというふうに考えるところでございます。

私や教育長は参加するにしても、子どもたちからの未来を見すえた楽しい質問に、或いは行政担当課長の現実的な答弁が面白くないようなことがあるようでございましたら、議員の皆様方にこちらに座っていただきまして、自分が得意分野の課のことを、自分の夢を乗せた答弁をいただくというようなことも、篠栗方式としては非常にいいんじゃないかというふうに思うところでございます。

新たな発想での篠栗町議会型子ども議会、こういうものを企画していただきながら、子どもたちのいろんな政治への関心の度合いの助成、或いは選挙への参加意識、政治への興味の増加等々に、これが新しい取り組みとして昇華させて、どんどん篠栗の小中学校の子どもたちの意識が高まってくるようなことになれば、非常にいいのではないかと思いますので、議会のほうでひとつ皆様でご検討いただければいかがかなと思うのが、私の私的な考えでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 以上で終わります。

○議長（阿部 寛治） 投げ掛けられとうけんね。

○議員（田辺 弘之） 先輩たちと相談いたします。

○議長（阿部 寛治） では、質問順位4番、松田 國守 議員。

○議員（松田 國守） おはようございます。

議席番号10番 松田でございます。

今日は「特別の教科 道徳の導入について」お尋ねいたします。

深刻化するいじめ問題の解決のために、重要な役割を果たすと期待されている「特別の教科 道徳」が、平成30年度に小学校で、31年度に中学校で導入されます。

戦後間もないころから今日までの70年間、道徳は教科ではなかったため、保護者は勿論、大人の大半が道徳教育を受けてきていない中での導入でございます。

ある大学教授は、「現在行われている道徳研修の場は、いじめ問題の本質や『道徳とは何か』といった議論をする場にはなっておらず、必ずしも教員の道徳に対する意識を高揚できる内容とは言い難く、研修内容の改善が喫緊の課題である」と、指摘しております。

そこで質問いたします。

この道徳の教科化に学校現場の対応と取り組みについてお尋ねします。

○議長(阿部 寛治) 通告、続けて全部言ってください。

○議員(松田 國守) 3項目質問いたしますが、学校現場の対応と取り組みについて。

それから、篠栗町教育委員会が目指している道徳教育。

3番目に、心豊かな子どもを育成していく責任は我々大人たちにあるとして、大人一人ひとりが道徳教育に向き合い、社会全体で道徳心の涵養にと、道徳の公開授業、或いは道徳参観授業を行っている学校があると聴きます。

検討されてはいかがでしょうか、以上3点質問いたします。

○議長(阿部 寛治) はい、教育長。

○教育長(西 邦彰) 失礼いたします。

松田議員の「特別の教科 道徳の導入に対する取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

平成27年3月の現行学習指導要領の一部改訂による特別の教科 道徳の実施につきましては議員ご指摘のとおり、平成30年度から小学校、31年度から中学校で開始されます。

従いまして、学校や教育委員会への教員研修の進捗や移行措置への取り組みについて、お尋ねいただきましたことは、誠に時宜を得たもので、教育委員会といたしましては真摯に捉えているところでございます。

最初に、この学習指導要領の改訂の趣旨を説明させていただき、質問にお答えさせていただきたいと思っております。

昭和33年に週1時間の特設の道徳が設けられ、道徳教育が始められましたが、

子どもの素行の乱れ・いじめや校内暴力、学級崩壊などが度々社会問題化し、その都度、文科省も指導要領の改訂や副読本「心のノート」改訂版の「私たちの道徳」などを発行し道徳教育の改善に努めてきたところです。

しかしながら、平成23年の大津市の中2いじめ自殺事件をはじめ、国内でいじめ自殺事件が何度も繰り返されることについて、平成25年に教育再生実行会議が「いじめ問題の対応について」の提言を行い、道徳の教科化と指導内容の充実、効果的な指導方法の明確化を文科省に強く求めました。

それについて、文科省の諮問機関である中央教育審議会は、従来の道徳授業が「読み物に登場する人物の心情を理解することを中心とした形式的な授業」が多いと指摘し、「子ども自らが道徳的問題に取り組み、どう行動・実践すべきかを主体的に考え、判断し、協働して議論しながら解決する道徳の授業へ」と質的転換をすることを答申いたしました。

これらのことを受け、今回指導要領の一部改訂が行われ、特別の教科 道徳が新設された次第です。

それでは、まず、「学校現場の対応と取り組みについて」お答えいたします。

本町の小中学校においては、この改訂への教育動向をいち早く捉え、平成25年度より篠栗小学校において「読む道徳」から「考え、議論する道徳」の研究に取り組みました。その成果を平成27年12月に、町内全小中学校教諭と県内外からの計400名の参加者のもと、授業公開と研究協議会を開催し、授業の質的転換を図る研修会を行ってきたところでございます。平成28年度は、町内小中学校での特別の教科 道徳の指導方法の普及と教員の指導力向上を目指して、篠栗小で授業参観と研究協議を中心とした「初任者研修会、若手教師研修会、道徳担当者研修会」等を実施してまいりました。

平成29年度には、道徳の検定教科書が決まりますので、町内の小中学校、教務担当主幹教諭研修会で、「特別の教科 道徳」のカリキュラム編成を進めるとともに、「考え議論する道徳」の全面実施を行うように現在進めているところでございます。

続きまして、「篠栗町教育委員会が目指しております道徳教育について」お答えいたします。

道徳の教科化は、いじめ問題等に対応する方策として提言されました。

教育委員会といたしましては、それだけではなく、情報化やグローバル化によって社会の急激な変化とともに価値観が多様化する中、これからの道徳教育に求めら

れるものは、子どもの自立心や自律性の育成、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度の育成が重要と考えます。

また、子どもの自己肯定感や自尊感情を高め、具体的な人生の目標や生きる意欲を持たせる必要もあると考えております。

そこで教科書を使った道徳だけではなく、現在進めております篠栗町志教育の地域貢献活動と関連させ、ふるさと篠栗と自分のかかわりについて「考え、議論する」ことを通して、郷土愛を育み、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を養っていく道徳教育を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、「道徳の公開授業、道徳授業参観について」お答えいたします。

改訂学習指導要領にも、「道徳教育を進めるに当たっては、道徳の時間を公開し、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりして、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るように配慮する。」と述べております。

従前より本町におきましても、PTAの学習参観や祖父母を招いた土曜授業の際には、道徳の授業公開を義務づけ、保護者や地域の方が授業を参観できるようにし、道徳授業の啓発や理解を勧めてきたところです。

今後は、今年11月に篠栗小で開催します福岡地区道徳教育研究大会への保護者や地域の方々への参加、また、PTA学習参観や土曜授業への校区づくりの皆様の参加を勧めると共に、道徳の授業にかかわる情報をさらに発信し、学校、家庭、地域が連携して、子どもたちの豊かな心を育むことができる教育の推進を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議員（阿部 寛治） 松田議員、いかがでしょうか。

質問はございますか。

○議員（松田 國守） 今の答弁で、かなり進んだ取り組みが行われているということを感じいたしました。

詳細な答弁ありがとうございました。

終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位5番、荒牧 泰範 議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番 荒牧でございます。

一問、町長にお尋ねいたします。

郷土出身者の尚一層の周知で若者の未来への奮起と町のPRを望むということで、

「少しでも村おこしの会」を始めとする方々からの推薦書により現在、黒瀬さんと佐田さんがふるさと観光大使に委嘱され、郷土のPRを元より若者へ夢を与えるという重要な任務をこなしていただいております。

ここで彼らの就任からの大使としての仕事ぶりを披露していただき、住民への尚一層の周知を促し活動への理解を深めていただき、彼らの更なる活動への励みにしていただきたいと思います。

また、篠栗町出身者若しくは在住者で、各界において活躍されている方を表彰されてはいかがでしょうか。

例えば、読売ジャイアンツの村田 修一 選手は巨人軍の4番バッターを務めWBCの日本代表にも選出され、日本のみならず世界でも活躍されております。

現在の町の表彰規定にはその項目が存在せず、町政に携わる者に対する功労と善行表彰しかありません。

そこでスポーツや文化・芸術など、功労賞の新設や名誉町民の称号を贈呈する規定を新たに加えて、町のPRの促進や住民意識の高揚を図るべきと思いますがいかがでしょうか。

町長にお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

答弁をお願いします。

○町長（三浦 正） それでは、荒牧議員からのご質問に答弁いたします。

「郷土出身者の尚一層の周知で若者の未来への奮起と町のPRを望む」というご質問でございました。

平成25年11月7日に本町初のふるさと観光大使としてお笑い芸人パンクブーブーの黒瀬 純氏とバットボーイズの佐田 正樹氏を委嘱いたしました。

早いもので今年度末に3年余りの任期が終えようとしております。

ここでお二人のふるさと観光大使としての活動について一部ではありますが、ご紹介申し上げます。

平成26年1月の成人式には、新成人に向けたお祝いのビデオメッセージをいただきました。

平成27年11月7日に地方創生事業として行いました森林セラピーを活用した企業等研修誘致イベントにおきましては、天神でお二人のトークショーを行い、篠栗町の魅力を発信していただきました。

また、平成28年3月には、黒瀬氏の持込企画であります番組において、お笑い

芸人であるダウンタウンの 松本 人志 氏と共に本町を訪れていただき、町内の名所を巡り、本町の知名度アップに貢献していただきました。その際、訪れた山手区の食堂では、放送終了後、多数の客が押し寄せてきていると聞いております。

また、毎週土曜日の午前中に放送されています情報番組では、同じく篠栗町出身の福岡ご当地アイドル リンクの 高木 悠未 さんと共に出演してらっしゃいまして、番組内でも町のPRを担っていただいております。

なお、ふるさと観光大使の任期満了に伴う更新につきましては、黒瀬 氏、佐田 氏、二人とも快く引き受けていただきまして、4月29日に行います春らんまんハイキングのステージのときに、引き続き就任式を執り行う方向で、お二人の所属事務所であります吉本興業と打合せているところでございます。

また、読売ジャイアンツの 村田 修一 選手ですが日本球界でも屈指のスラッガーとなり、野球少年が憧れる篠栗町出身のプロスポーツ選手で誇らしい存在と言えます。

糟屋地区の少年野球でも「村田修一杯」という企画を毎年続けていただいております。子どもたちが目指す野球選手として村田選手をいの一に挙げている状況でございます。

また、村田選手が2009年の第2回WBCで活躍し、優勝に貢献したときには、町民を代表して私から表彰を行い、記念品を贈呈いたしましたところでございます。

今後につきましては、議員のご意見を踏まえて、町といたしましても時代にあった表彰の在り方を検討する時期と考えますが、町への貢献という点も熟慮し、新たな指針づくりと、あとは町民の機運の高まりが一番重要ではないかと思っております。

とは言え、本町の出身の方や在住者の方々が活躍するということは町の誇りでもあり、篠栗町の名を知らない皆さんにとっても絶大なるPR活動になると言えます。

今後、篠栗町表彰審査委員会や教育委員会表彰選考委員会等でご意見をいただきながら、郷土出身者で、全国で活躍する皆様に対する表彰を続けてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 私も山手区にある定食屋のチャンポン大好きで放送の後、しばらく入れなかったのが辛い思い出があります。ただ、それだけ頑張ってくれているあの二人に尚一層頑張ってくださいといたしまして、問題は表彰の方でございます。

して、現在の表彰ですと、町長が2期8年、私ども議会議員が15年、その他委員若しくは区長さんが18年。町長さん、議員は、その確率って非常に高いんですが、各種委員や区長さん、これ実際問題18年やるなんてことは実勢にそぐわないと思いますので、そこは少し考え直していただきたいなと思うのと、その各種委員の中に、社会教育委員は入っているんですが、体育指導委員は入ってないんです。スポーツ指導員は。これ教育委員会部局が別で表彰されているんですが、同じ町に対する功勞ですんで、それやっぱり一元化して表彰していただけるようなことを、考えていただけないかな。その表彰を出す教育委員会の5人のメンバーは、町の功勞賞の規定の中の委員に名前を連なっているんですよ。

ですから、これはぜひとも一元化していただきたいと思うのがひとつ。

それから、先ほど各種委員さんをもう少しハードルを下げられないもんかな、そして何よりも今の規定のままだと本当に行政に携わっている人間のみが対象ですので、そこの門戸を三つちょっと広げていただき、この三つを今現状ちょっと町長どのおうにお考えか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまのご意見でございますけれども、元々、今委員がお話しさせていただいておるような篠栗町の表彰規定について、非常にハードルが高いというようなことが言われておりまして、そうした中でいろんな部門で活躍してらっしゃる方が町内にたくさんいらっしゃるということから、もっと多くの方々を表彰していくという意味で、まちづくりという観点からこれは教育委員会で表彰の選考委員会をつくって、文化面、スポーツ面、或いは、まちづくりという面で活躍されてある方々を表彰し始めたところでございます。

今年度につきましても2月28日に、多くの団体個人の方々を教育委員会表彰として表彰したわけでございますが、言われてみますと、町の表彰じゃないじゃないかと、教育委員会の表彰じゃないかという疑問もあろうかと思ひます。

そういう面は、今後大事なご指摘として承ったうえで検討を重ねて、全体の表彰規定をもう少し考えるということも一つ、検討材料かなというふうにお思ひしておりますので、考えてみます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧委員。

○議員（荒牧 泰範） 検証していただきますよう要望しております。

○議長（阿部 寛治） お諮りします。

皆さん、大体1時間経ちましたので、ここで暫時休憩をして5分から再開したい
と思いますので、11時5分ですね。

よろしく申し上げます。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

質問順位6番、山田 眞士 議員。

○議員（山田 眞士） 議席番号4番、日本共産党の 山田 眞士 でございます。

今日はよろしくお願ひいたします。

それでは、早速質問させていただきます。

無人航空機（ドローン）の活用について質問させていただきます。

近年、無人航空機「ドローン」を使用し、撮影された映像がテレビ等で多数紹介
されています。

茨城県水戸市では、市の魅力を発信する目的で、様々な空撮映像を公開するた
めに導入されているようです。ほかの自治体でも同様に、導入の実績や動きがあり
ます。

本町でも、様々な名所を撮影し、ホームページやフェイスブックで視聴できる仕
組みを構築するために導入されてはいかがでしょうか。

ドローンは、行事や景観の空撮のほか、目視点検が難しい橋梁等の施設の保守・
メンテナンスにも活用でき、更には災害時の状況把握にも大きな成果が見込めるよ
うです。

但し、導入・活用に当たっては、技術の習得や航空法の規制、プライバシーや肖
像権の侵害対策等課題は多いと思いますが、今後町での導入についてどう考えてお
られるのか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

答弁を求めます。

○町長（三浦 正） 山田議員からの「無人航空機（ドローン）の活用方法につ
いて」のご質問にお答えいたします。

篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略に「移住定住の促進」を図るための施策
として、篠栗町のPRの強化並びに充実を掲げております。

篠栗町の新たな魅力を発信するには、今までのように紙媒体の写真だけではなく、町の様々な名所を撮影し、ホームページやフェイスブック上で視聴できる仕組みを構築し、本町の魅力を違う視点で町内外に発信しなければならないと考えております。

しかし、人の目線で撮影した映像を載せたとしても、ありきたりとなり、アピール不足になってしまいます。

今、議員がご指摘されましたように、ドローンでの空撮を行うことは、古くからある町の名所も従来なしえなかった別視点での撮影方法であり、アピールしたい風景を多角的に捉えることで、新しい驚きと魅力が再発見されるものと考えます。

次に、その他の活用事例でございますが、災害が発生した現場において、消防署員や消防団員の安全確保が確認できないと救助活動を行うことができません。

しかし、ドローンを活用することでより詳細な現状把握が可能となることから、救助活動の幅も今まで以上に広がり、速やかな災害復旧への足掛かりとなると考えます。

ほかにも公的施設の維持管理において、高所部分の点検等は従来、専門業者に頼らざるを得ないことが多々ございました。場所によっては足場を組むなどの措置が取られ、コスト面においても安価に済むものではありません。

このような場合、ドローンを活用し、映像による点検を行うことで、問題個所の発見が容易となるわけでございます。

次に、ドローン飛行の制約でございますが、平成27年4月に首相官邸屋上に落下した無人機落下事件を契機にドローン規制法が施行されております。

その内容といたしましては、「日出から日没までに飛行させること」、「直接肉眼による範囲内で無人航空機とその周辺を常時監視して飛行させること」、「第三者又は第三者の建物や自動車等との間に30メートル以上の距離を保って飛行させること」、「祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと」、「爆発物などの危険物を輸送しないこと」、「無人航空機から物を投下からしないこと」となっております。

このルールによらずに無人航空機を飛行させようとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受ける必要があります。

なお、日没から日出の間の飛行や目視範囲外の飛行は、事故や災害時に、国や地方公共団体、また、これらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助を行うために無人航空機を飛行させる場合については、適用されないこととなっております。

これらを踏まえまして、町で所有し、運用するとなれば、ドローン使用に関する規則や安全対策に対する指針をまず定める必要がございます。

また、操作技術の習得も不可欠となるわけでございます。

今後、関係各課と協議を進めまして、維持管理も含む費用対効果等を考慮したうえで、必要性があると判断された場合には、予算化を検討したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、山田議員なんかありますか。

はい、どうぞ。

○議員（山田 眞士） ドローンは2015年にドローンの最新技術、これを2015年に大々的に発表されたんですけども、今後、ドローンを扱っている会社は、例えば、内閣の方にドローンが落ちたとき、あれでも問題になりましたけども、それは一つはですね、ドローンを扱う技術が低いんですね。

そのためにドローンを作っている会社なんかは、ドローンの教育に一生懸命になっています。

それで、2015年から2025年までの10年間で飛躍的に伸ばすということで頑張っておりますけども、今、いろんな問題がありますけども、規制とかもいろいろ法律的な面もありますけども、この10年間で、色々大きく変わってくると思います。ドローンの技術も今のあれでは、大体30分ぐらいしか飛ばせません。それを長時間するとか、そういうことを法律の問題もありますけども、それも伸ばしていこうとしています。

それで、先日ですね、ある自治体が猿が多くて困ると、「捕まえられん」ということで、ドローンを使っております。だから、できないことはないんですけども、ただ、ドローンの扱いに関して大体10機使いますと10機のうち1機が事故を起こしているそうです。

その大きな原因は「扱いが悪い」と、だから私は、このドローンを導入していただいて、それで1年なら1年基本操作を学んでいただくと、そういうふうな準備が要ると思うんですね。

ですから、長い目で見ればですね、私はこの役場のほうでも、いろんな課でドローンの活用の仕方が、いろんなアイデアが生まれてくると私は思うんです。

ただ、そうであっても、やっぱり、ドローンを扱う技術がないとですね、うまくいかないんですよ。

だから、ドローンをつくっている会社もわかっております。10機に1機が事故

を起こしておると、でも殆どが、要するに、未熟な操作ですから、そののところ考えていただいて、予算ができればいいなと思うんです。10年がかりぐらいでやっていかれたらどうでしょうかと思います。

それと、このドローンの活用について、糟屋郡内ではですね、志免町がこのドローンの活用を何か言ったらしいんです。私は余りよく知らなくて、その後どうなったかわかりませんが、町長に質問したいのは、この糟屋郡内で、このドローンの活用について何か話し合いがあったってことはお聞きになったことありますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 質問は結構ですから、簡潔にですね、あまりにも間と間が長くて自分の意見が入らうけん、山田議員そこら辺を常に訓練をしてやってくださいね。

はい、町長なにか。

はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） 前段の今後10年間の計画については再質問と理解してよろしゅうございますか。

それでは、糟屋郡内の分だけを。毎月1回、糟屋郡内の町長会開催しておりますが、町長会の中でドローンの活用についてどうしたものかという協議をしたことはございませんし、まだ、ご報告をいただいているところはございません。

○議長（阿部 寛治） 何かありますか。

○議員（山田 眞士） 時間がありませんかね。

この答弁でも大体答えは出ているんですけども、本当にこのドローンの活用についての、導入するとかしないとか、例えば、置いといて活用した場合どういうことが考えられるかということ、各課で話し合ってもらったらいいかないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 議員のご質問の中にもありますように、今ドローンの航空機を生産する技術もまだ今発展途上だという意味のお話もあろうかと思いますが。

今後、もう少し経てば、もっと操作しやすいような状況も出てくると思いますから、より簡単に操作でき、そしてまた各方面で利用できるようになるのではないかというふうに私も思うところでございます。

10機までは購入する予定はございませんけれども、できるだけ早目にやっぱり、簡単な操作でできる機種が誕生した暁には、私どものほうも有効な活用のために、

利用できるよう技術習得をして実際に活用できるようにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（阿部 寛治） はい、山田議員。

○議員（山田 眞士） 初心者用のドローンはですね、1万、2万ぐらいからあるんですよ、だからそういうことでもちょっと練習してみるとか、そういうことはやってもらったらいいかなと思っております。

以上で終わります。

○議長（阿部 寛治） ご苦労さんです。

マイクになるべく近づいてですね、鮮明な言葉で言ってくださいね。

議長もあまりよく聞き取れないときがある。

はい、次にいきます。

質問順位7番、大楠 英志 議員。

○議員（大楠 英志） 議席番号8番、大楠 英志 でございます。

「中学校教室木質化の総括を問う」ということで質問をいたします。

中学校教室木質化は、平成25年度篠栗北中学校における木質化モデルルームに始まりました。

私たち議員も案内を受け、教室の壁や床には立派な篠栗「町有林産」の材料が使用され、ヒノキの香りが漂う教室を参観しまして「生徒たちが喜ぶだろうな」と感じたことを思い出します。

平成26年度から教室木質化の本格的工事の着工となり、平成28年度をもって篠栗中・篠栗北中学校の木質化工事が終了しました。

このことに伴い事業の総括的質問を行います。

まず、事業の目的と概要の説明を求めます。

併せて事業の総額と補助金額を尋ねます。

教室木質化事業の効果は多岐にわたると考えられますが、主な事項をお尋ねいたします。

教室で勉強している生徒や、他地域からの視察に来町された方から、アンケート調査も行っておると聞いておりますが、この主なものの報告を求めます。

中学校の教室木質化が終了した、その次は小学校の順番であると児童・保護者や町民の方は期待されていると考えます。

町長から教室木質化事業についての報告で、補助制度や補助率が変更され、町単独事業としての継続は難しいとのことは議会で聞いております。このことは、保護

者や町民の方に理解していただくことが大切だと考えますので、改めて詳細な説明を求めます。

教室木質化の材料は、篠栗町の町有林の材木を活用しております。

大変素晴らしいことだと思います。

事業目的の一つに環境負荷の低減、資源活用と地域経済活性化に資するとありますが、このことについての効果や成果の報告を産業観光課長に求めます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁は。

教育長。

○教育長（西 邦彰） 町内中学校教室の木質化につきましては、議員の皆様方のご理解とご支援、ご協力により、平成28年度に完了することができました。

現在、町内の中学生は落ちついて学習に取り組み、また他市町にはない教育環境を誇りに思っているようでございます。

木質化の総括につきましては、学校教育課長が詳しくご説明いたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、続きどうぞ。

学校教育課長。

○学校教育課長（野寄 勇） それでは、大楠議員の「中学校教室木質化の総括について」お答えします。

篠栗町立中学校2校の普通教室の木質化事業については、平成25年度に民間・行政からなる「篠栗町学校木質化に向けての検討会」を発足し、検討を開始しました。

平成26年1月、検討会委員でもあります「篠栗町建設協力会」の全面協力の下、篠栗北中学校の空き教室にモデルルームが完成。

その効果を検証した後、町立中学校2校の普通教室の木質化事業実施の方針を決定した次第です。

平成26年度より、3年生教室から順に着工し、平成28年度に1年生教室が完成、3か年の事業が完了したところでございます。

本事業は、町立中学校普通教室の木質化を通じて、教育の環境の向上を図ることが主な目的ですが、篠栗町の森林で育まれたスギ・ヒノキの原木を用いて製材した地域産材を有効利用することで、「持続的な森林づくり」「大工仕事の継承」も包括的に考慮しております。

事業の概要ですが、平成26年度は両中学校の3年生11教室、面積にして79

7平方メートル、平成27年度は2年生教室16教室、面積にして1,104平方メートル、平成28年度は1年生11教室、面積にして797平方メートル、床・壁面すべてを木質化しております。

3か年の総事業費は、1億925万円でございます。

事業費の補助金についてでございますが、平成26、27年度の7,730万9,000円の2年分の事業費に対し、農林水産省から補助対象経費2分の1となる3,645万7,000円が得られたところ、国の補助要綱の見直しにより、平成28年度は町単独事業として実施いたしました。

事業効果としましては、生徒が登校から下校まで大部分の時間を過ごす教室が、木の温もりや匂いに満ちた快適な空間となり、夏の暑さや冬の寒さが心理的にも体感的にも和らいだこと、教室内以外の物音に対する吸音効果などにより、落ち着いて勉学に励むことができる環境が整ったこと、地元産木材を使用することにより、生徒の郷土への愛着が深まったことなどが挙げられます。

続いて、他地域からの視察や実施したアンケート調査についてお答えいたします。

主な視察の受け入れについては、福岡市、同市議会、宮若市、那珂川町、嘉麻市、県農林業試験所などがあり、本町の取り組みに深い関心と共感をいただきました。

アンケート調査については、生徒とその保護者のほかに、研修や学校訪問等で来校された方々、約3,000人を対象に実施しております。

アンケートの項目は、3項目、「この教室を利用して木の良さを感じましたか」の問いには、「実感した」が59%。

次に、「木材をふんだんに使った公共施設を今後もっと増やした方が良いと思いますか」の問いには、「増やした方が良い」が46%。

そして、「もし自分が家を建てる場合、地域の木材を使用したいと思いますか」の問いには、「施設を見て思うようになった」が35%、「以前から思っていた」が11%と、アンケート結果からも大きな事業効果が見てとれます。

中学校に続いての小学校普通教室の木質化事業についてお答えいたします。

平成27年度に策定されております「篠栗町公共施設等総合管理計画」に基づき、昭和50年代建築で老朽化が進む、学校施設の長寿命化のための個別計画を策定する必要がございます。

小学校の木質化事業の実施については、長寿命化の個別計画策定段階において、必要性を改めて検討するとともに、今後の補助金の動向を注視していきたいと考えております。

続きまして、教室木質化の材料として、町有林の材木を活用することによる資源活用と地域経済活性化の効果については、産業観光課長からお答え申し上げます。

以上です。

○議長(阿部 寛治) はい、産業観光課長。

○産業観光課長(黒瀬 英三) それでは、「教室木質化の材料は町有林の木材を活用している。資源活用と地域経済活性化の効果は如何か。」とのご質問にお答えいたします。

今般の教室木質化に使用した町有林の材木ですが、平成26年度には萩尾区東蒲原地区のヒノキ原木約11立方メートル、スギ原木約22立方メートルを平成27年度には萩尾区鉾立地区のヒノキ原木約16立方メートル、スギ原木約32立方メートルを平成28年度の事業完了までの材料として供与しました。

教室木質化においては、これまで慣用的に用いられてきた公共建築工事標準仕様書では、一定の品質を担保するために、仕上げ材であれば材面の品質を「上小節」「小節」と規定していますが、地域材のように産地を限定された原木からこの品質を調達しようとするれば、原木1本あたり約2割の製材しかできません。残り8割が歩留まりとして残ってしまいます。

これでは、製材工場等に不良在庫を抱えさせ、伐採した原木を売却して生計を立てている森林組合も伐採量に見合った収入を見込むことができなくなることから、篠栗町の森林から伐採される原木の材面の品質については、節の有無、板目・柃目の別を問わず用いることとしました。

また、事業規模を学校単位とせず、学年単位と規模を小さくしたことで大掛かりな施工管理が不要となり、地元の大工職や工務店で取り仕切ることが可能となり、入札には町内の指名業者が参加できているようであります。

以上です。

○議長(阿部 寛治) はい、大楠議員。

○議員(大楠 英志) それでは、再質問をいたします。

まず最初にですね、モデルルームの建設のときは、篠栗町建設協力会の全面協力があつたということは、これは、耳にしたところでは、要するにボランティアでしていただいたということのようでございますが、こういったことはもう少しですね、やっぱりPRが必要ではないかなと、こういうふうな全面協力があつたというような、そういうこともですね、大いにやっぱり町民に知っていただくということは大事じゃなかろうかと思っております。大々的にこの事業をですね、素晴らしいこと

をしてありますので、もう少し町民に向けた説明といたしますかね、PRをしていただきたいなということで、今回私もそういう意味で質問をしたわけでございます。

それと、この事業名ですね、補助事業でございますので事業名をお聞きいたします。

○議長(阿部 寛治) 答弁は。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長(野寄 勇) 事業名は、農林水産省の森林整備加速化事業、こちらのほうで補助をいただいております。

○議長(阿部 寛治) はい。どうぞ、町長。

○町長(三浦 正) 最初のご質問、最初の再質問の項目ですけど、篠栗町建設協力会の皆様方がボランティアでモデルルームをつくっていただいたわけですが、これについては、もうちょっとPRをしたほうが良かったんじゃないかっていうことでございますけれども、私どもそれなりに一生懸命PRしたつもりでございましたが、今後このようなことをやっていく場合には、また違った角度からもまたいろいろ皆様方にPRしていくような手だてを考えたいと思っております。

○議長(阿部 寛治) はい、大楠議員。

○議員(大楠 英志) 次の再質問でございますが、先ほど課長のほうから補助金とかですね、そういう補助体制の改正で、またそういう状況になったら長寿命化も含めて教室木質化を検討すると言うような答弁をいただきましたが、そういう見通しはございますでしょうか、補助金も含めて。

○議長(阿部 寛治) では、町長に答弁を求めます。

○町長(三浦 正) 地域産材を使っていろいろな工事を行うという補助制度につきましては、要は3年目がどうしてできなかったかということ、改築の場合は今回適用しないと、新築の場合のみ適用するということで、交付金の制度内容変わったことから全て単費で行ったところでございます。

そうしますと非常にいいものでありますけれども、年度における歳出の比率が高くなることから、当面この中学校で対応は、この木質化は一旦休止するというお話をしたところでございます。同様の交付金等が新たに出てくるようであればやりたいと思っておりますが、一方で小学校の保護者からの耳にしたときに、空調のほうをまず先にしてくれという声も正直なところ聞くとところでございます。この辺は皆様方とご協議しながら、どう優先順位をつけていくかというふうなことで考えていくこととしております。

篠栗町の小中学校の状況を今回も小中一貫教育という流れで進めていくわけですが、小学校の運動場は全て芝生、中学校の教室は全て木質というような、それぞれの特色を全面的に表に出しながら、篠栗町での小中学校の教育環境を整えているということを大きくアピールしているところでございます。

○議長（阿部 寛治） ありますか。

○議員（大楠 英志） 最後になりますが、こういう篠栗原木を使ってですね、要するに、公共建築工事の標準仕様書にないようなですね、全部の材木を使用するという事で、大変これは画期的なことだと思います。

そういうことも含めで、先ほど町長の答弁でありましたように、篠栗らしい特色のあるですね、施策を今後も続けでいただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） では、次にいきます。

質問順位 8 番、栗須 信治 議員。

○議員（栗須 信治） 議席番号 3 番、栗須 信治 です。

特別支援教育に関し通級による指導教育の導入についてお尋ねします。

発達障害や聴覚、視覚に比較的軽度の障がいのある児童生徒が、特別支援学校や特別支援学級ではなく、通常学級に在籍しながら障がいの特性に応じて別室でコミュニケーションや教科の補充指導を受ける通級学級の充実を求める声が広がっております。

文部科学省によると、公立小中学校で通級指導を受ける児童・生徒は、2013年に7万7,882人だったのが2015年には9万270人と9万人を超え、全児童・生徒の1%となっております。通級指導を受ける子どもは、この10年で2.3倍となっております。

また、2012年の調査では、発達障害の可能性のある子どもは6.5%いると見られており、40人クラスなら2人の割合でございます。

本町においては、支援員などを配置され「特別支援学級」が開設してありますが、必要に応じて障がいに配慮したきめ細かな学習支援が受けられるよう、通級による指導教育を導入されてはいかがか。

特別支援教育の現状と併せてお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

○教育長（西 邦彰） 栗須議員の「特別支援教育に通級による指導教育の導入を」のご質問にお答えいたします。

学校教育におきまして、常に支援が必要となる児童・生徒を対象とする特別支援学級に対して、「通級による指導」、いわゆる「通級指導教室」は、通常の学級で教科学習等は行いながら、週に数単位時間、障がいの特性に応じて個別指導を行うものです。

これにより、障がいによる学習上、生活上の困難の改善・克服を促しながら、通常の学級における授業においても指導の効果が期待できるものでございます。

「通級指導教室」につきましては、平成28年度より、各小中学校校長、担当教諭による「通級指導教室準備委員会」を発足させ、指導対象とする障がいや、運営の具体的方法等について検討を進めてまいりました。

検討の結果、平成平成29年度から開設を目指します「通級指導教室」では、学習障がい、高機能自閉症、注意欠陥、多動性障がい等の発達障がいを持つ児童9名、生徒9名の計18名を対象とする予定でございます。

また、教室の運用につきましては、他町では学校の中に教室を設置し、町内すべての児童生徒がその教室に通う「拠点校方式」が主ですが、本町では児童生徒の通学や保護者の送迎の負担軽減等を考慮し、担当教員が各学校を巡回して指導を行う「巡回方式」で設置すべきとの結論に至りました。

現在は、平成29年4月の開設に向け、県教育委員会への申請手続、学用品等の選定や補助教員の雇用等の準備を進めているところでございます。

次に、ご質問の現在の特別支援教育の状況について述べさせていただきますと、平成28年度は町立小学校3校に知的・情緒障がいの特別支援学級が10学級、町立中学校2校に知的・情緒障がいの特別支援学級が5学級で、在籍は小学生55名、中学生25名でございます。

なお、特別支援学級の指導につきましては、県費による担任教諭のほか、各学校に町費による補助教諭を複数名配置し、在籍する児童生徒ひとりひとりに配慮した教育環境の充実を目指しているところでございます。

平成29年度の通級指導教室開設に向けて、現在、県教育委員会や福岡教育事務所との協議を進めているところでございますが、開設が決定いたしましたならば通級指導教室の円滑な運用と、ひとりひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実にさらに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) はい、栗須議員。

○議員(栗須 信治) 開設されるということを伺いまして、安心しております。

この取り組みは、乳幼児から健康課、福祉課、こども育成課、学校教育課など関連機関が連携することにより、支援がスムーズに繋がると思います。

子どもを養育している全ての人々が安心して子育てができるように、子どもが安心して学べるように、推進していただきたく要望して質問を終わります。

○議長(阿部 寛治) 質問順位9番、横山 久義 議員どうぞ。

○議員(横山 久義) 議席番号7番、横山でございます。

総合案内及び総合窓口に関して2点ほど総務課長に質問をいたします。

まずは、総合窓口の人員配置についてお尋ねをいたします。

これまで、住民票や印鑑証明書などの各種証明書等の発行をそれぞれの担当課の窓口で手続きしていたものを一元化し、効率化を図るため、昨年1月に総合窓口が設置され運用されております。

私も昨年5、6回利用させていただきましたが、確かに手続に要する時間が短縮されたように感じております。

また、係員の方の対応も親切で説明も適格だったと思っております。

しかし、ただ1点気になったことがございます。

それは窓口の係の数が多過ぎることにより、皆さんが暇そうに見えた点であります。恐らく窓口を利用された住民の方の中には、私のような感想を持たれた方が多くおられるのではないかと思っております。

更には、忙しくされている他の部署の職員の皆さんの目にどのように映っているのかも気になっております。

総務課にお尋ねをいたしますと、忙しい時期及び時間帯を考慮して、人員を配置しているとのことでありました。

そこで、まずは人員配置の現状について、詳しく教えていただきたいと思っております。

次は、総合案内と総合窓口の連携についてお尋ねをいたします。

わが町に転入された後、初めて総合窓口を利用される方や以前からの住民であってもめったに利用されない方たちの中には、総合窓口に戸惑いがあるように思われます。

総合案内で尋ねると丁寧な説明を受けることができると思いますが、そうせずに直接以前のように、関係各課の窓口に向かう方も多く、その方たちから不満の声を聞くこともあります。

不慣れな住民の皆さんへの対応をどのようにされているのか、また、総合窓口と総合案内との連携をどのように考えてあるのか、以上2点をお尋ねをいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

町長から。

はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） 「総合案内及び総合窓口のあり方について」横山議員からご質問を頂戴いたしました。

総合窓口につきましては、これまでいくつもの課の窓口を移動しなければならなかった手続をできるだけ一つの窓口で終わらせるワンストップサービスを目指したものでございまして、住民サービスの向上や業務効率化、職員の負担軽減による配置数の減などを目的としたものでございました。

初めて役場に来られた住民の方々にもわかりやすく、そして手続きが早く終わるようにと、現在も内部で定期的に「窓口業務等調整会議」を関係課職員で開催し、よりよい総合窓口となるように進めているところでございます。

1年前にはじめた新たな体制でございますので、求められる姿にするためにも今後調整は必要であろうかと存じます。

そうした点からも、ただいまのご質問、ご意見をご参考にしたいと考えております。

それでは、ご質問の2点につきましては、総務課長から答弁をいたさせます。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） それでは、ご質問の2点についてお答えをいたします。

1点目の「忙しい時期や時間帯を考慮した人員配置の現状について」のご質問にお答えいたします。

配置形態といたしましては、基本として8時30分から17時15分の7.75時間勤務者を4名、そして、その方々がお昼休憩の間にもサービスが低下しないことなども考慮し、8時30分から14時、11時30分から17時の5.5時間勤務者をそれぞれ1名配置いたしております。

そして、月曜日、金曜日、祝日の翌日は受付数が非常に多いことから、10時から15時30分の5.5時間勤務者を別途1名配置いたしております。

委託業者に対しましては、従事者の経験によるスキル向上に合わせて、業務フロー・業務区分を適宜見直し、更なる住民サービスの向上ができるよう目標化をしていただいております。

また、毎日1時間ごとの受付数などの統計も総務課のほうでとっておりますので、その統計データ等をふまえて、配置体制を再検討することや現在行っていない他の

業務も総合窓口に取り込むなどの検討を行い、住民サービスの向上を前提としつつ、コスト削減にもつながるよう検討していきたいと考えております。

次に2点目の「総合案内と総合窓口の連携に関するご質問について」お答えをいたします。

まず、不慣れな住民の方への対応についてですが、以前は総合案内では、インフォメーション機能として住民からの問い合わせに答えたり、入口で戸惑っている方に声掛けして対応するなど行っておりましたが、現在は更なる住民サービス向上を図るため、役場に来られたすべての方に声掛けして用件に応じた案内をするようにしております。

議員のおっしゃるとおり、窓口案内システムで発券せず、直接関係各課の窓口に行こうとされる方もいらっしゃいますが、システムで発券することによるメリット、例えば受付順番を巡る争いを防いだり、番号呼出しまで楽に移動ができることから、時間待ちストレスの解消が図れるなどのメリットを伝えるようにして、すべての方に発券をしていただくよう総合案内でお願いをいたしております。

また、総合窓口の活用及び総合窓口と総合案内の連携をどのように考えているのか、ということについてですが、まずは総合案内で来庁された方のニーズを把握し、総合窓口に関係するのであった場合は、総合窓口職員に確実に引継ぐことがこれからも重要であると考えております。

また、総合窓口の活用については、今後は国保分野にも広げていくことなどを検討しております。

更なる住民サービスの向上を図り、委託化して業務の効率化を図った分、職員の配置数の減などを検討するなどして、コスト面でも効果が出せるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) はい、横山議員、再質問どうぞ。

○議員(横山 久義) 住民の方がですね、庁舎を訪れる、そしてまず真っ先に目につくのは総合案内、そして、数多くいわゆる、関係されるのが、今で言うならば総合窓口ではないだろうかと思っております。

ですから、一番住民の方から見られる場所なんですね。

ですから、その点はやはり十分考えてやってやらないと、私も昨年、5、6回利用させてもらったって言っていますけども、その、時期違うんですよ、時期違うし時間帯も違うんですが、そのときはカウンターに3名、そして案内係が2名、5名

体制。

だから、今の総務課長の説明で大体合うじゃないかなと思うんですけども、いつも忙しいときに私が行っているような感じなんですけど、しかしたまたまそのとき全てにですね、ほかにいわゆる、申請者がいなかった。そうなりますとどうしても、ほかにする仕事がないわけですよ。カウンターに座っている方だとかですね、可哀想な感じがしました。やはりそういう目で住民の方は見てしまうんですね。これが以前だったらですよ。確かにそれぞれの各課の窓口でほかの業務をしながら窓口業務されている。

ですから、申請者がいない場合はですね、ほかの仕事をやってあったんです。

ですから住民の方から見ても、常に仕事をしてあるような感じを私は受けるんじゃないか、そちらの方が私は好印象だったんじゃないかなと思うんですね。

しかし、そうは言っても、先ほど町長も言われましたように、いわゆる一元化することのメリットも確かにあります。

ですから、何とかその一元化するメリットはメリットで生かしてですね、あとはまたそのデメリットというんですか。やはり住民目線というのはやはり無視できないと思うんですよ。

ですから住民の方も、よくやっているなというふうなシステムというんですか、もっともっと柔軟に対応する必要があると思う。

例えばですよ、今、5名常時いるといいます。

総合案内との連携で質問したのは、私も総合案内を見ます。

しかし、各種例えば「証明書等の必要な方は、総合窓口へ」だとかっていう看板は何もないんですよ、勿論声掛けはしてあると思うんですけども、そういう看板をやはり独自に設置する必要があるんじゃないかなと。

そして、最後に、文言はいろいろ考えてもらえばいいんですけど、「私にご案内します」だとかね、そういう文言があるだけでも違うんじゃないかなと。

そして、そういう案内のところに来られた方は、その総合案内の方が、総合窓口まで誘導して、そしてそこで引き継ぐ、或いはそこで皆さんが忙しければ、その総合案内の方が説明をし、カウンターまで導く。その間ですね、総合案内が空席でも私いいと思うんですよ。

その時は例えば「ただいま、総合窓口に出かけています」だとか、そういうのを短時間ですからね、それをけしからんという住民の方は、私はいないんじゃないかなと、要するにそうやって、しきりに行き来しているというようなものも必要じゃ

なかろうかなと思います。

そうすることによって、2名の例えば案内人が常時1名でいいんじゃないかなということにもなるだろうし、3名カウンターに並んである方もですね、そのうちの1名はですよ、近くの忙しい課、これほどこの課の係とは言いませんけれども、「あと0.5人ぐらい増やしてくれたら助かるんだけどな」という話も聞きます。

そういうところにですね、配置してもらって、そして、忙しいときにはですね、直ぐにお呼びできるように、そういうやはり柔軟的な対応をですね、今後やっぱり考えていかないと、住民の方はその場面しか見ませんから、そういうところも十分考えてですね、やってもらいたいんですけども、幸いにしているいろいろなこういわゆる、会議みたいなのがあるということですからね。

そこで、今私が言ったのはあくまでも1例ですから、もっともっといい方法はあると思うんですよ。

ですから、そういうものをもっともっと掘り下げてですね、検討していただけるかどうかの確認だけをお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまの再質問は、大きく、な話をすれば、お越しになられた方が、「総合窓口、総合案内等々の人員配置の関係で、少し人が余っているんじゃないか。」いわば「税金の無駄遣いになっているんじゃないか」っていうふうなことのご指摘もあるんじゃないか、ということのご心配であろうかと思います。

私も実際のところそういう声を耳にしたこともございます。

そうした意味からも、今お話のように、一生懸命、今効率化についても考えているところでございますが、視覚的にご案内を明確にするとか、そういう「ただいま離席しております。案内中です。」というようなプラカードといたしまししょうか、カードを置いてご案内をするとか、そういう視覚的なことをもっと取り入れて、いろんなご意見を参考にしながらよりよい窓口、併せて、もっと効率的なことができるようであれば、他の業務も含めて取り込ませるようなことも検討しながら改善をして、また皆様方によりご利用しやすいような窓口体系にしていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 以上で質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもって、散会といたします。

散会 午前 11時59分

平成29年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月15日(採決)

平成29年 第1回 定例会 会議録

日時 平成29年3月15日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	久 芳 良 行	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	村 瀬 修	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三	都 市 整 備 課 長	三 明 祐 治
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月6日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)」、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)」

篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分がなされたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求められたものであります。

今回の改正の主な内容は、法改正にあわせて篠栗町税条例第36条の2第1項ただし書き中の「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更し、附則第7条の3の2について、町民税における住宅ローン控除制度の適用期限を2年間延長するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第1号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第5号「篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設常任委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第5号「篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の制定について」

本議案は、JR篠栗駅周辺の駐輪場における、自転車等利用者の利便及び交通の安全と円滑化を図るとともに、自転車駐輪場の適正な管理運営に関し必要な事項を定めるために、条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

主な内容は、使用できる車両の種類、利用者が守るべき事項、禁止行為及び禁止行為に対する措置等について定めるものであります。

この条例は、平成29年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号「篠栗町健康増進計画策定委員会設置条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第6号「篠栗町健康増進計画策定委員会設置条例の制定について」

本議案は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく、篠栗町健康増進計画の策定に伴い、学識経験者や住民等からの幅広い意見を聴取し、計画に反映させることを目的に篠栗町健康増進計画策定委員会を設置するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものです。

委員会の構成メンバーは、学識経験者、関係団体の推薦による者、住民の代表者など18人以内で組織されるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号「職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第7号「職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、平成28年8月8日の人事院からの勧告を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、関係規定を改正する必要があるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、

1、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組、里親に委託されている子等を加えること。

2、時間外勤務の制限を要介護者を介護する職員に適用するものであります。

なお、この条例は、平成29年1月1日に遡って適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号「職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第8号「職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、平成28年8月8日の人事院からの勧告を受け、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、関係規定を改正する必要があるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、

1、介護休業取得可能期間(3か月)を3つの期間に分割して取得できること。

2、介護休業とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる介護時間を新設するものであります。

なお、この条例は、平成29年1月1日に遡って適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第9号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て」

本議案は、平成28年8月8日の人事院からの意見の申し出を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、関係規定を改正する必要性が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものがあります。

改正の主な内容は、

1、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える。

2、育児休業等の対象を一般職非常勤職員まで拡充するもので、在職期間が1年以上である非常勤職員で、その養育する子が1歳6カ月に達する日までに、その任期が満了することが明らかでない職員が対象となります。

なお、この条例は、平成29年1月1日に遡って適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第10号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するとともに、手数料の免除規定において、生活保護受給対象者のプライバシー保護を図り、また免除の対象者を明確に示すため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、第2条第15号中の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるもの。

また、生活保護法に規定する保護を受けるために必要な証明を申請したときの手数料について、第5条中の「徴収しない」を「免除することができる」に改めるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号「町道の認定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第11号「町道の認定について」

本議案は、篠栗駅東側自由通路整備事業における自由通路を、国が定める「自由通路の整備及び管理に関する要綱」に基づき、道路法上の道路として位置づける必要があり、南北の連絡及び結節点機能を向上させ、安全な歩行空間の確保を図り、

新たな町道路線の認定をするため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

当該路線は、名称を「篠栗駅東側自由通路線」とし、位置は起点を大字篠栗4789番10、JR篠栗駅東側からJR篠栗線、町道中町津波黒線を横断して、終点を大字篠栗4794番13 クリエイト篠栗南側とする延長67メートル、幅員3.5メートルの歩行者専用道路であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号「基本協定の締結について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第12号「基本協定の締結について」

本議案は、篠栗駅東側自由通路整備事業に伴う自由通路新設工事について、基本協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

この基本協定は、国土交通省が定めた「自由通路の整備及び管理に関する要綱」に基づき、九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 青柳 俊彦 と工事に関する協定を締結するものであります。

協定金額は8億1,805万2,000円、協定期間は平成30年度末までであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第13号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億5,106万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ102億4,154万4,000円とするものです。

歳入につきましては、

利子割交付金 350万円の減

地方消費税交付金 2,895万8,000円の増

自動車取得税交付金 300万円の増

地方特例交付金 516万7,000円の増

地方交付税 2,418万5,000円の増

国庫支出金 306万7,000円の減

県支出金 1,173万8,000円の減

財産収入 9,363万5,000円の増

諸収入 1,442万8,000円の増

以上が歳入の補正項目です。

次に歳出につきましては、

総務費 567万4,000円の増

民生費 762万円の減

衛生費 369万円の減

農林水産業費 1,125万4,000円の減

消防費 944万1,000円の減

教育費 1,467万6,000円の減

諸支出金 1億9,207万5,000円の増

繰越明許費は、

社会保障・税番号制度関連事業 239万2,000円

地域密着型施設等整備補助事業 2,625万円

臨時福祉給付金事業 8,130万5,000円

環境対策事業 4,490万8,000円

河川維持補修事業 1,330万円

福岡県・防災行政情報通信ネットワーク再整備事業 458万6,000円

を追加するものです。

継続費は、篠栗駅東側自由通路整備事業費において、年割額を平成29年度は1億1,023万8,000円から4億5,313万3,000円に、平成30年は4億5,126万5,000円から1億837万円に、町有林保全事業においては、事業費総額2億3,605万5,000円を2億3,116万円にそれぞれ変更するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。
全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第14号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について」

本議案は、平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計予算から歳入歳出それぞれ2,429万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,607万9,000円とするものです。

歳出では、退職被保険者等療養給付費を1,700万円追加するのが増額の主なものです。

歳入では、一般会計繰入金を1億24万4,000円追加補正し、その他には補助金・交付金の確定により、予算を整理するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ないようですので、次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第15号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
について」

本議案は、平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から歳入歳出それぞれ2,052万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,147万6,000円とするものです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定により、2,078万4,000円を減額するものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料を減額するのが主なものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長 阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号「平成29年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第16号「平成29年度篠栗町一般会計予算について」

本議案は、平成29年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億8,218万8,000円とするものです。

前年度当初予算に対し、3億3,080万9,000円の増額となっております。

28年度予算との主な相違点は、増額要因としましては、篠栗駅東側自由通路工事費用などの計上です。

減額要因としては、中学校の教室木質化工事終了に伴う費用の減少となっております。

それでは、まず、歳入につきまして、

町税 30億3,495万円
地方譲与税 6,365万円
利子割交付金 285万円
配当割交付金 1,000万円
株式等譲渡所得割交付金 1,000万円
地方消費税交付金 5億1,400万円
自動車取得税交付金 870万円
地方特例交付金 1,090万円
地方交付税 18億8,211万円
交通安全対策特別交付金 500万円
分担金及び負担金 1億9,517万3,000円
使用料及び手数料 1億3,703万1,000円
国庫支出金 12億4,012万7,000円
県支出金 7億1,048万7,000円
財産収入 2,169万7,000円
寄附金 100万1,000円
繰入金 9億3,395万4,000円
繰越金 1億8,000万円
諸収入 1億7,315万8,000円
町債 5億4,740万円

以上の歳入を計上するものです。

次に、歳出につきまして、

議会費 1億995万5,000円
総務費 17億3,836万6,000円
民生費 31億7,831万9,000円
衛生費 11億2,327万1,000円

農林水産業費 1億3,517万2,000円

商工費 9,522万1,000円

土木費 5億575万5,000円

消防費 3億9,714万9,000円

教育費 8億6,161万8,000円

災害復旧費 750万円

公債費 7億8,372万円

諸支出金 7億2,614万2,000円

予備費といたしまして2,000万円

以上の歳出を計上するものです。

地方債について、地方債の限度額は、臨時財政対策債を3億900万円、一般会計出資債を120万円、自然災害防止事業債を9,200万円、都市計画事業債を1億4,180万円、防災基盤備事業債を340万円とするものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第17号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第17号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」

本議案は、平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,328万7,000円とするものです。

前年度当初予算に対し3,400万6,000円の増額となっております。

それでは、まず歳入の主なものは、

国民健康保険税 5億1,498万5,000円
国庫支出金 11億701万9,000円
療養給付費交付金 1億602万9,000円
前期高齢者交付金 7億6,741万3,000円
県支出金 1億5,215万2,000円
共同事業交付金 8億6,165万3,000円
繰入金 2億6,212万5,000円
諸収入 1,130万9,000円

などであります。

次に、歳出の主なものは、

総務費 5,026万円
後期高齢者支援金等 3億5,335万円
介護納付金 1億3,087万7,000円
共同事業拠出金 9億3,433万7,000円
保健事業費 2,540万4,000円

その他、一時借入金の借入最高額を5億円と定めるなどであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15号、議案第18号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第18号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」

本議案は、平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,116万8,000円とするものです。

前年度当初予算に対し2,068万8,000円の増額となっております。

それでは、まず歳入の主なものは、

後期高齢者医療保険料 2億9,828万5,000円

繰入金 1億1,287万5,000円

などであります。

次に、歳出の主なものは、

総務費 3,047万5,000円

後期高齢者医療広域連合納付金 3億7,956万3,000円

その他、一時借入金の借入最高額を1億円と定めるなどであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第19号「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予

算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第19号「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」

本議案は、平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものです。

第3条において、収益的収入の予定額8億4,636万9,000円に対し、支出の予定額は8億2,911万7,000円となり、1,725万2,000円の黒字予算とするものです。

収益的支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金2億6,922万6,000円、企業債利息1億2,542万2,000円などです。

収益的収入の主なものは、下水道使用料4億6,983万4,000円、他会計負担金1億5,750万円が見込まれております。

次に、第4条において、資本的収入の予定額4億1,320万1,000円に対し、支出の予定額を5億4,206万5,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億2,886万4,000円は、損益勘定留保資金等で補填されます。

資本的支出の主なものは、建設改良費9,200万円、流域下水道建設負担金3,570万2,000円、企業債元金償還金4億1,433万4,000円などです。

資本的収入の主なものは、企業債3億560万円、他会計負担金1億700万円です。

次に、第9条において、前年度繰越利益剰余金のうち、100万円及び当年度利益剰余金のうち、1,500万円を減債積立金として処分するものと定めたものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第20号「平成29年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第20号「平成29年度篠栗町水道事業会計予算について」

本議案は、平成29年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものです。

第3条において、収益的収入の予定額4億6,360万1,000円に対し、支出の予定額は5億295万1,000円となり、3,935万円の赤字予算とするものです。

収益的支出の主なものは、水道施設運転維持管理等包括業務委託4,536万円、福岡地区水道企業団受水費1億8,407万1,000円、企業債利息2,568万6,000円などです。

収益的収入の主なものは、水道使用料4億3,174万7,000円が見込まれております。

収益的支出額に対し不足する3,935万円は、繰越利益剰余金で補填されます。

次に、第4条において、資本的収入の予定額8,710万1,000円に対し、支出の予定額を1億8,903万5,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億193万4,000円は、損益勘定留保資金等で補填されます。

資本的支出の主なものは、建設改良費9,732万8,000円、企業債元金償還金9,170万7,000円。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第21号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第21号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」

本議案は、平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ6,520万3,000円とするものです。

歳入につきましては、繰入金といたしまして、一般会計からの繰入金6,520万3,000円であります。

次に、歳出につきましては、造成工事の設計及び開発許可申請に要する諸調査などの委託料に6,352万9,000円、九州電力からの受電負担金としまして167万4,000円であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はありませんか。

異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中に、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

ここで開会日に「副町長の選任同意」をいただきましたが、これに関連いたしまして、城戸 清壽 氏、並びに 松田 秀幹 氏から発言を求められておりますので、許可をいたします。

まず、城戸 清壽 氏からどうぞ。

○副町長（城戸 清壽） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

副町長を退任するにあたりまして、一言お礼の言葉を申し上げます。

四年という短い期間でございましたけれども、この3月31日をもって、副町長の席を退席させていただきます。

職員の時代から通算いたしますと、42年間、この篠栗町に勤めさせていただきました。そして、この議会に座るようになりまして15年。議会、そして、議員の

皆様には本当にお世話になりました。

いろんな思い出がございます。多くの議員の方々との出会い、そして、別れもございました。これらの思い出を手土産に、4月からは一町民にかえります。

本当に長い間お世話になりました。

そして、議員の皆様、この副町長の任期の間、本当にお世話になりました。

ありがとうございました。

○議長(阿部 寛治) 続きまして、松田 秀幹 氏、どうぞ。

○まちづくり課長(松田 秀幹) このたびは、副町長の選任につきまして、ご同意いただきまして誠にありがとうございました。

また、議員の皆様には、これまでもいろいろとご指導、ご厚誼をいただき、お蔭をもちまして、入庁以来36年間、大過なく有意義に過ごし得ましたことをありがたく厚くお礼申し上げます。

いよいよ4月から城戸副町長の後を引き継ぐこととなりますが、今から責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

現状では、皆様方の期待に応えるだけの力はありませんが、一日でも早く三浦町長の支えとなるよう、心新たにいたしまして、新しい職務に専心努力いたしまして、篠栗町の更なる発展のために、一步ずつ前進していく所存でございます。

引き続き、皆様のご指導、ご協力よろしく申し上げます。

○議長(阿部 寛治) 以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成29年第1回定例会の閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

副町長の選任をはじめ人事案3件、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分1件、篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の制定についてをはじめ条例案6件、篠栗駅東側自由通路建設に伴う町道の認定と基本協定の締結についての2件、平成28年度補正予算、平成29年度当初予算等、予算案9件の上程をいたしました21議案すべてにつきまして、可決いただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

平成29年度一般会計当初予算は、平成28年度から3億3,100万円増加しておりますが、その主たる要因は、篠栗駅東側自由通路建設工事4億5,600万

円余、篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計に6,500万円余と2事業への投資によるものでございます。それを除きますと、ほぼ前年度と同規模の予算となっております。昨年に引き続き特徴的なことは、歳入において地方交付税が約2億8,900万円程度減額の約18億8,200万円となりましたが、今後は当面この程度で推移するものと考えております。

わが町における「平成28年度問題」につきましては、ここ数年繰上償還により、かなり回避することができましたが、それでも今後数年間は、年度予算の組立てに多少苦勞することが予想されます。

そうしたことから、昨年度に引き続き、投資的経費は最小限に抑えつつも、福祉関連予算については住民の皆様の福祉の充実を第一義と考え、平成28年度を下回らないように精一杯配慮した予算でございます。

議員各位におかれましては、そうした内容を十分ご理解、ご審議いただき全員賛成にて可決いただきました。

4月1日から予算の執行にあたっては、例年同様スピード感をもって事業遂行に当たりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

昨年から別枠にて予算計上しております「平成29年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算」に関しましては、事業概要について、6月の定例会におきまして、全体の規模、予算総額等提示できることが可能となる見込みでございます。

議会でのご意見を尊重しながら、平成32年度以降の町の発展の礎となる事業として取組んでまいりたいと存じます。

何卒よろしくお願いいたします。

本定例会期間中の3月11日、東日本大震災から6年が経過いたしました。未だ、2,500人以上の方が行方不明であり、12万人以上の方が避難生活を余儀なくされているという現実から目を背けることなく、私たちに何ができるかをこれからも考え、行動し続けなければならないと改めて感じたところでございます。

今なお避難していらっしゃる被災者の皆様に、一日も早く日常の生活が戻ることを願ってやみません。

最後に、3月末限りで任期満了にて退任される 城戸 清壽 副町長には、昭和50年の入庁以来、健康課長、企画広報課長、総務課長として職務を全うされ、その後、副町長にご就任いただきました。

私も期を重ねたとはいえ、篠栗町行政の生き字引のような城戸副町長のご経験と、職員を取りまとめる統率力に幾度となく助けていただきました。改めて感謝申し上げます。

げます。本当にありがとうございました。そして、ご苦勞さまでございました。

今後は好きな野菜づくりを楽しみたいとありますが、篠栗町の農業の発展にもご活躍いただきますことを願っております。今後とも何卒よろしく願いいたします。

また、城戸 安行 会計課長、村瀬 修 健康課長、村瀬 治邦 社会教育課長におかれましては、長い間の行政職員としてのお務め大変ご苦勞さまでございました。行政という地方自治の柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全うしていただきましたことに、この場をお借りいたしまして、私からも心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。ご苦勞さまでございました。

4月からは新体制の下、松田 秀幹 副町長と二人三脚で地方創生を具体的に実践する先進自治体となるべく、行政運営に努力してまいることをお約束いたしまして、平成29年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

今後とも何卒よろしく願いいたします。

○議長(阿部 寛治) 本日の会議を閉じます。

これを持ちまして、平成29年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時10分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

今長谷 武和

篠栗町議会議員

山田 眞士
